

横浜みどり税等について

1 横浜みどり税の概要

(1) 横浜みどり税の意義

市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは、市政にとって喫緊の課題であるため、平成 21 年度から「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を実施しています。

横浜みどり税は、緑地保全制度の指定や買取希望への対応など、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の取組を各年度の財政状況に左右されずに着実に進めていくための安定的な財源として事業費の一部に活用しています。

(2) 課税方式及び税率

ア 課税方式

横浜みどり税の課税方式については、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の取組による受益は、広く市民（個人・法人）に及ぶことから、その財源については、広く薄く市民の負担を求めることとし、市民税（個人・法人）均等割への超過課税としています。

イ 税率

(ア) 個人

個人市民税の均等割に年間 900 円を上乗せ。

標準税率	横浜みどり税分
3,000 円 (26 年度からは 3,500 円)	900 円

※ 所得が一定金額以下の方は、みどり税分を含め非課税とされている。
 （地方税法第 295 条第 3 項）

(イ) 法人

法人市民税の年間均等割の 9%相当額を上乗せ。

法人の区分		均等割税率	
資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分
1 千万円以下	50 人以下	50,000 円	4,500 円
	50 人超	120,000 円	10,800 円
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	11,700 円
	50 人超	150,000 円	13,500 円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	14,400 円
	50 人超	400,000 円	36,000 円
10 億円超	50 人以下	410,000 円	36,900 円
10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	157,500 円
50 億円超		3,000,000 円	270,000 円

※ 欠損法人については、特例として、横浜みどり税分が課税免除されている。（横浜みどり税条例第 3 条第 2 項）

(3) 納税者数

ア 個人

約 180 万 2 千人

イ 法人

約 3 万 2 千件（なお、欠損法人を含めた法人市民税の課税件数は約 9 万 4 千件）

(4) 税収等

（単位：百万円）

	21 年度 (決算)	22 年度 (決算)	23 年度 (決算)	24 年度 (決算)	25 年度 (予算)	計※
市税全体	713,954	700,675	705,469	701,226	701,428	—
個人市民税	306,453	284,535	279,310	287,172	287,064	—
みどり税 (A)	1,416	1,610	1,615	1,617	1,605	7,863
法人市民税	48,471	51,519	56,188	58,201	54,844	—
みどり税 (B)	117	447	490	513	489	2,056
みどり税計 (A+B)	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	9,919
欠損法人影響額	▲19	▲377	▲432	▲538	▲540	▲1,906

※ 市民税の制度上、課税年度と歳入年度（納付年度）にずれがあるため、26 年度以降も税収（みどり税：個人 197 百万円、法人 374 百万円、計 571 百万円）及び欠損法人影響額（▲593 百万円）が生じる。

(5) 固定資産税等の軽減措置

緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置を導入しました。（横浜みどり税条例第 5 条・第 6 条）

ア 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置

(ア) 制度の概要

敷地面積が 500 m²以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて 5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と 10 年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の 4 分の 1 を 10 年間軽減する。

(イ) 適用実績及び軽減相当税額

	筆数	面積 (ha)	軽減相当税額 (千円)			
			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
21 年度認定	147	8.8	9,371	9,186	9,027	9,015
22 年度認定	98	17.6	—	26,905	17,486	17,443
23 年度認定	21	7.3	—	—	7,390	7,365
24 年度認定	59	5.0	—	—	—	7,350
計	325	38.7	9,371	36,091	33,903	41,173

イ 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置

(ア) 制度の概要

1,000 m²以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する。

(イ) 適用実績及び軽減相当税額

	筆数	面積(ha)	軽減相当税額(千円)			
			22年度	23年度	24年度	25年度
21年度認定	32	0.35	1,686	1,645	1,630	1,563
22年度認定	37	0.49	—	2,365	2,355	2,355
23年度認定	17	0.25	—	—	831	868
24年度認定	34	0.41	—	—	—	1,498
計	120	1.50	1,686	4,010	4,815	6,283

(6) 市会附帯意見の対応状況

1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと

【対応状況】

職員定数の削減等の行政内部経費の徹底した見直し、民営化・委託化の取組のほか、外郭団体への財政支援等について見直しを実施

・職員定数の削減等

20年度：27,325人 → 25年度：26,427人 (▲898人)

・各年度の予算における見直し効果額と件数

年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
効果額	102億円	78億円	80億円	122億円	98億円
件数	709件	502件	655件	950件	940件

2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること

【対応状況】

(1) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の周知・PR

市広報誌の活用や様々な機会を捉え、緑の重要性や役割の大きさ、土地所有者の日常の維持管理等について周知・PRを実施

(2) 各施策・事業を進める中での協働の取り組みの推進

土地所有者への意向調査・制度周知、各種助成制度の実施(樹林地維持管理助成、収穫体験農園開設支援事業、保育所・幼稚園の園庭芝生化助成等)

(3) 横浜みどりアップ計画市民推進会議の設置

有識者、関係団体、公募市民等で構成。市民への情報提供、評価・提案、みどりのオープンフォーラム、濱RYOKUの発行等。

<p>3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること</p>
<p>【対応状況】 国の制度及び予算に関する要望（緑地保全事業の促進のための交付金の確保について要望） 5か年累計見込額 交付金：144億円（事業費：522億円）</p>
<p>4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること</p>
<p>【対応状況】</p> <p>(1) 媒体による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報よこはま、ホームページ、メールマガジン ・ リーフレット、パンフレット等（みどりアップ計画実績報告、税の知識、固定資産税のあらまし 等） ・ 市民税申告書、納税通知書、税額決定通知書 等 <p>(2) 事業実施場所でのPR 事業実施場所での現地表示（樹林地保全の地区、収穫体験農園、保育園・幼稚園芝生化ほか）</p> <p>(3) イベントでのPR よこはま花と緑のスプリングフェア、農と緑のふれあい祭り、区民まつり等</p> <p>(4) みどりアップ月間の設置（10・11月）と重点的広報の実施</p> <p>(5) その他 法人会、間税会、青色申告会等への説明・会報誌への掲載</p>
<p>5 横浜みどり税の用途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること</p>
<p>【対応状況】</p> <p>(1) 用途及び事業進捗等に係る毎年度の報告書の作成・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページでの公表 ・ 市会への説明 <p>(2) 市民推進会議の設置（再掲） 有識者、関係団体、公募市民等で構成。市民への情報提供、評価・提案、みどりのオープンフォーラム、濱RYOKUの発行等。</p>
<p>6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。</p>
<p>【対応状況】</p> <p>(1) 経済状況等を考慮し、当初2年間について、欠損法人に対する課税免除措置を実施</p> <p>(2) 経済状況等を考慮し、欠損法人に対する課税免除措置について延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年第4回定例会にて条例改正し、1年間延長 ・ H23年第4回定例会にて条例改正し、1年間延長 ・ H24年第4回定例会にて条例改正し、1年間延長

2 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4か年の評価・検証、及び、これからの緑の取組[平成26-30年度]（案）について（環境創造局説明）

横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策は、「緑の減少に歯止めをかけ、『緑豊かなまち横浜』を次世代に継承するため」、横浜みどり税を財源として積極的に活用し、21年度から5か年の計画として取り組んでいます。

<主な事業>

「樹林地を守る」施策

- ・緑地保全制度による樹林地の指定・買取（特別緑地保全地区指定等拡充事業）
- ・市民の森等の管理（緑地再生等管理事業）
- ・森づくりリーダー等の育成（森づくりリーダー等育成事業）
- ・森への関心を高める講座の開催（森の楽しみづくり事業）等

「農地を守る」施策

- ・水田の保全（水田保全契約奨励事業）
- ・収穫体験農園の整備（収穫体験農園の開設支援事業）
- ・周辺環境に配慮した施設整備の支援（環境配慮型施設整備事業）
- ・農地の長期貸付への誘導（農地貸付促進事業）等

「緑をつくる」施策

- ・保育園・幼稚園の園庭芝生化（公共施設緑化事業・民有地緑化助成事業）
- ・地域ぐるみでの緑のまちづくり（地域緑のまちづくり事業）
- ・街路樹の適正な維持管理（いきいき街路樹事業）
- ・公共施設の緑化（公共施設緑化事業・公共施設緑化管理事業）等

別紙1 これからの緑の取組[平成26-30年度]（案）

別紙2 これからの緑の取組[平成26-30年度]（案）の概要

3 今後のスケジュール

横浜みどり税の取扱いについては、9月19日付で「これからの緑の取組[平成26-30年度]（案）」が示されたことを踏まえ、同日付で横浜市税制調査会に対して、26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の活用の考え方について意見を求める旨の諮問が行われています。

今後については、横浜市税制調査会が、諮問に対して検討を行い、答申をとりまとめる予定です。

答申については、市会にもご報告してご意見を伺いながら、平成25年市会第4回定例会に向けて、横浜みどり税の取扱いについて検討を進めます。

○ 横浜みどり税条例に係る市会附帯意見

(市第87号議案)

横浜に残された緑の減少に歯止めをかけ、次世代に継承するため、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」による緑の保全・創造の取り組みを推進し、「将来」の横浜の緑にしっかりと対処することは、本市の喫緊の課題である。

また、厳しい財政状況の下、緑の保全等を推進するため市民税均等割超過課税の横浜みどり税を導入しようとするものであるが、現下の厳しい経済情勢を直視すると、今回、横浜みどり税を導入し負担を求める以上、市民の十分な理解を得る努力が不可欠である。

そこで、横浜みどり税の導入に当たって次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること。
- 3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること。
- 4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること。
- 5 横浜みどり税の使途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること。
- 6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

(参考) 横浜みどり税条例(平成20年12月15日条例第51号)(抜粋)

(趣旨等)

第1条 この条例は、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「市税条例」という。)に定める市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市民税の均等割のうち、次条及び第3条第1項の規定により加算した額に係るものを横浜みどり税と称する。

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成21年度から平成25年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例第25条の規定にかかわらず、同条に定める額に900円を加算した額とする。この場合における市税条例第26条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「横浜みどり税条例第2条」とする。

(法人の市民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各地方税法(昭和25年法律第226号)第312条第3項第4号に規定する期間(次項において「期間」という。)に係る法人の市民税の均等割の税率は、市税条例第26条の2第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額に、当該額に100分の9を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「横浜みどり税条例第3条第1項」とする。

2 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各期間に限り、当該事業年度若しくは当該連結事業年度又は当該期間に係る法人の市民税の法人税割を課されない者に当該法人の市民税の法人税割が課されない事業年度若しくは連結事業年度又は期間に係る法人の市民税の均等割を課する場合については、前項の規定は、適用しない。

(基金への積立て)

第4条 市長は、横浜みどり税に係る収納額に相当する額を、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金に積み立てるものとする。

(特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例)

第5条 次に掲げるそれぞれの割合に相当する緑化を行った部分(以下「基準緑化部分」という。)に加えて更に当該割合に5パーセントを加算した割合以上の緑化を行った場合における当該基準緑化部分を超えて緑化を行った部分(以下「特定緑化部分」という。)を有する建築物の敷地の用に供されている土地(面積が500平方メートル未満のものを除く。)について現に当該特定緑化部分が存するものと市長が認定し、かつ、当該土地に存する基準緑化部分及び特定緑化部分(以下「緑化部分」と総称する。)に係る建築物の所有者又は管理者が当該緑化部分について10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に締結した場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち当該特定緑化部分が当該土地に占める割合に相当するそれぞれの額のそれぞれ4分の1に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

(1) 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第6条第3項の規定に基づいて緑化が行われている建築物の敷地については、市長が基準として定める建築物の敷地面積に対する緑化が行われた面積の割合

(2) 緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定により市長と協議した計画に係る建築物の敷地については、当該敷地に係る同条第2項の規定に基づく基準に定める建築物の敷地面積に対する緑化が行われた面積の割合

(3) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)第17条第1項の規定による市長の同意を得た計画に係る建築物の敷地については、同条例第18条第2項第4号ア又は同項第9号の規定により適合することとされている横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条

例(平成16年3月横浜市条例第4号)第5条第1項に規定する当該建築物の敷地面積に対する緑化又は既存の樹木の保存が行われた部分の面積の割合

(4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項の規定に基づき都市計画に定められた緑化地域内において、当該建築物の存する区域の建築物に係る同条第2項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率(同項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の最低限度(同法第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度)の割合が前3号に掲げる割合を超える場合には、前3号の規定にかかわらず、当該建築物の存する区域の建築物に係る同法第34条第2項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度(同法第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度)として定められた割合。ただし、当該建築物の敷地が、同法第34条第2項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度又は同法第35条第2項若しくは第6項の規定による建築物の緑化率に関する制限としての建築物の緑化率の最低限度の割合が異なる区域の2以上にわたる場合においては、同条第7項の規定の例により算出する当該建築物の存する区域の建築物に係る緑化率の最低限度の割合

(5) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場の敷地については、前各号の規定にかかわらず、当該敷地が、横浜市工場立地法市準則条例(平成12年2月横浜市条例第9号)別表第1に定める第一種区域(以下この号において「第一種区域」という。)に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、同条例別表第2に定める第二種区域(以下この号において「第二種区域」という。)に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域に存する場合にあっては当該敷地に係る同法第4条第1項の規定に基づき公表される製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則(以下この号において「法準則」という。)に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合(当該敷地が第一種区域、第二種区域及びこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、その敷地に占めるそれぞれの区域の割合につき、第一種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第1に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、第二種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第2に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について法準則に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合)

(農業用施設用地に対して課する固定資産税等の特例)

第6条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第3号又は第4号に規定する施設(以下「農業用施設」という。)の用に供する土地(固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第1章第3節四本文の定める方法により評価されるものを除く。)の所有者が当該土地上に存する当該農業用施設について10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に締結し、かつ、市長があらかじめ定める基準により都市部における緑地

としての農地の保全に寄与することとなる農業用施設の用に供する土地として当該土地が指定された場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該指定の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第1号に掲げる固定資産税額又は都市計画税額から第2号に掲げる固定資産税額又は都市計画税額に相当する額を減じて得たそれぞれの額に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

- (1) 当該土地に係る当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額
- (2) 当該土地に係る当該年度の固定資産税又は都市計画税の賦課期日において、当該土地を固定資産評価基準第1章第3節四本文の定める方法により評価される土地とみなして当該方法により当該土地を評価した場合に得られるべき固定資産税額又は都市計画税額に相当する額

これからの 緑の取組

[平成26-30年度] (案)



目次

第1章 横浜の緑の取組と課題

1 横浜市の緑の取組	1
2 緑が持つ役割	3
3 横浜の緑の現況と課題	4

第2章 これからの緑の取組

1 取組の方針	7
2 取組の体系	8
3 取組の内容	9
4 取組一覧・事業費	36

資料編

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証	41
2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）	58
3 これからの緑の取組[平成26-30年度]（素案）に対する市民意見募集の結果（概要）	64
4 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）	70
5 横浜みどりアップ計画市民推進会議の運営	71



第 1 章

横浜の緑の取組と課題

1 横浜市の緑の取組

横浜市水と緑の基本計画と横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

横浜市は、大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、また、後世に引き継いでいくため、市は平成 18 年に策定した「横浜市水と緑の基本計画（以下、水と緑の基本計画）」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

水と緑の基本計画では、「拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる」を基本方針の 1 つとして掲げ、まとまりのある樹林地や農地を中心とする緑の拠点の保全と活用を目指すこととしており、計画策定以降、計画に基づく取組が進められています。

さらに、平成 21 年度からは、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を推進しており、「緑の総量を維持し、長期的には向上していく」ことを目標とした取組を、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」という 3 つの柱で進めてきました。



図. 緑の 10 大拠点

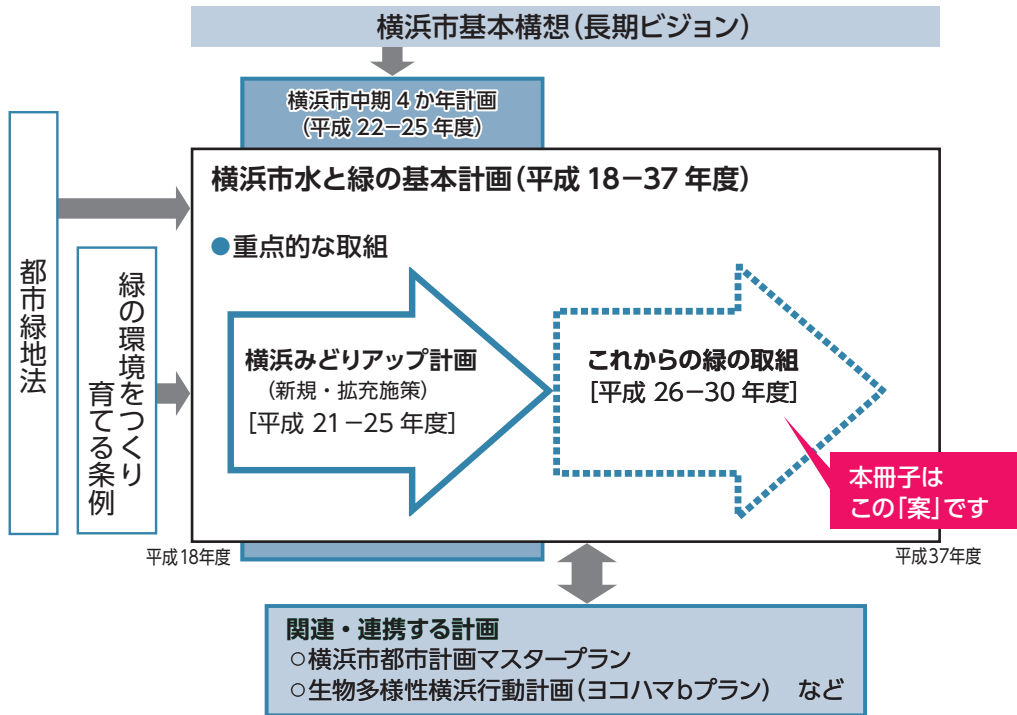
平成 26 年度以降の重点的な取組

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成 25 年度末までの計画ですが、この計画が終了した後も、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが重要です。また、計画期間中の社会の変化にも対応しながら、取組の成果を市民の「実感」につなげていくことが求められています。

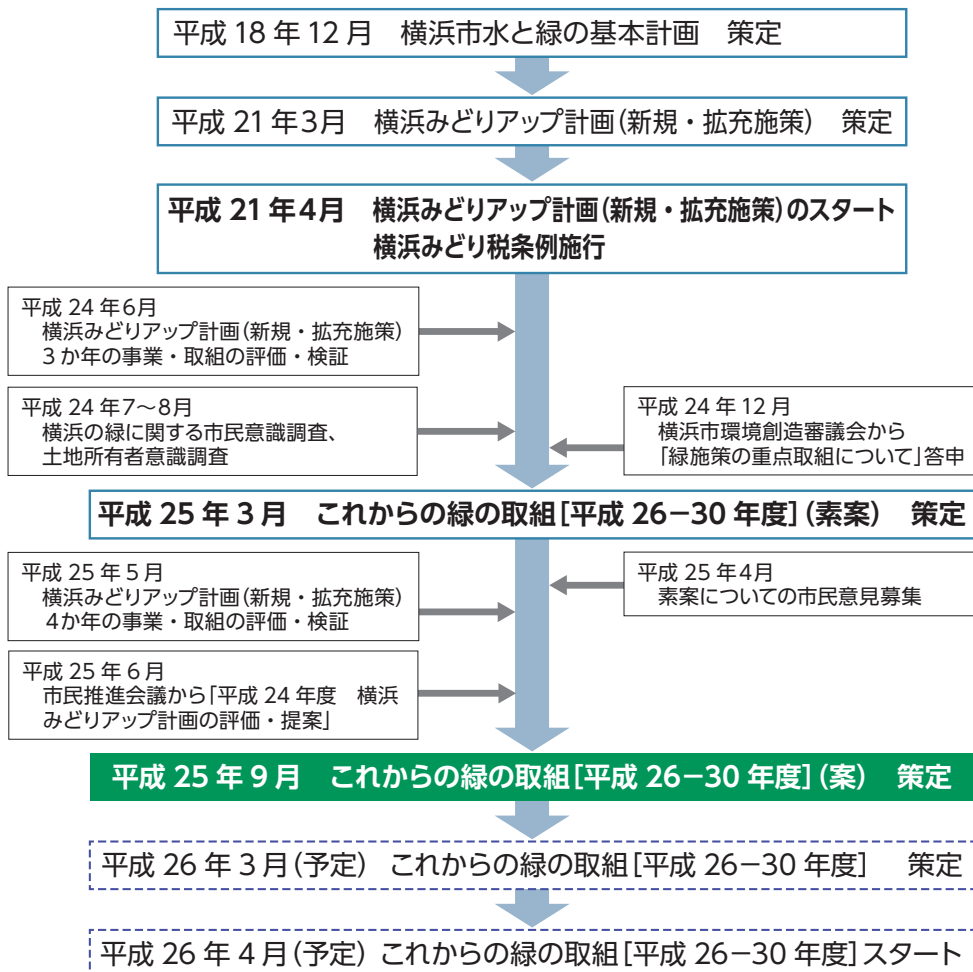
そこで市では、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果などをふまえ、平成 26 年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組【平成 26-30 年度】」の素案をとりまとめました。この素案に対し、市民意見募集を行い、その結果も反映させて「これからの緑の取組【平成 26-30 年度】(案)」としてまとめました。

なお、平成 25 年度に実施した「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4 か年の事業・取組の評価・検証」、素案に対する市民意見募集の結果など、検討経過の資料を本冊子の資料編に掲載しています。

これからの緑の取組[平成 26-30 年度]の位置づけ



これからの緑の取組[平成 26-30 年度] (案) 策定の経緯



2 緑が持つ役割

緑とともにある市民の暮らし

緑は古くから、人の生活とともにあります。

横浜には、歴史のなかで育まれてきた山下公園や日本大通りなど都心臨海部の緑豊かな街並み、樹林地や農地で構成される郊外の里山など、豊かな緑の環境が存在します。

この緑の環境を生かし、季節ごとに美しい風景を見に出かける、市民農園で野菜を栽培する、近くの里山までの散策を楽しむ、といった「緑とともにある」暮らしを、大都市でありながらも営むことができるのが横浜の魅力です。そうした暮らしの豊かさを、次世代に引き継いでいくことが求められています。



日本大通り



荒井沢市民の森

暮らしを支える緑の存在

緑には、市民の暮らしを支える多様な機能があります。例えば、東日本大震災で改めて認識された防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の抑制など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる地下水かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能などがあり、これらの多様な機能が十分に発揮される環境を整えていく必要があります。

緑の多様な機能

<p>いざ！という時に 避難場所となる公園や農地</p>  <p>防災機能</p>	<p>生き物が住みやすい都市は 人も住みやすい</p>  <p>生物多様性の保全機能</p>	<p>緑があると 夏でも涼しい</p>  <p>ヒートアイランド現象抑制機能</p>	<p>震災後に再評価！ 緑のコミュニティ醸成機能</p> <p>公園や市民の森など緑の空間は、様々な人・世代が集える都市のオアシスです。緑の空間を拠点に、日ごろから多彩な活動が展開されている地域では、「いざ」という時にも助け合えるのではないのでしょうか。</p>  <p>公園での青空サロン (南区)</p>
<p>洪水を防ぐ森や田んぼ</p>  <p>地下水かん養・遊水機能</p>	<p>美しい街は 誰もが住みたい街</p>  <p>景観形成機能</p>	<p>農地がそばにあり 新鮮な野菜が食べられる</p>  <p>食料供給機能</p>	

3 横浜の緑の現況と課題

横浜の緑の現況

横浜の緑の量は、都市化とともに大きく減少してきたため、市では平成21年度から、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき、緑の減少に歯止めをかける取組や、市街地における緑の創出を進め、取組の成果が出てきています。

緑は都市化とともに減少してきました

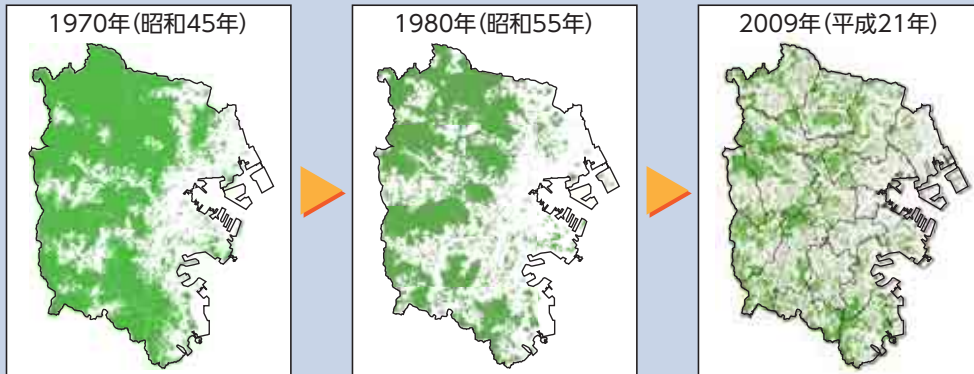
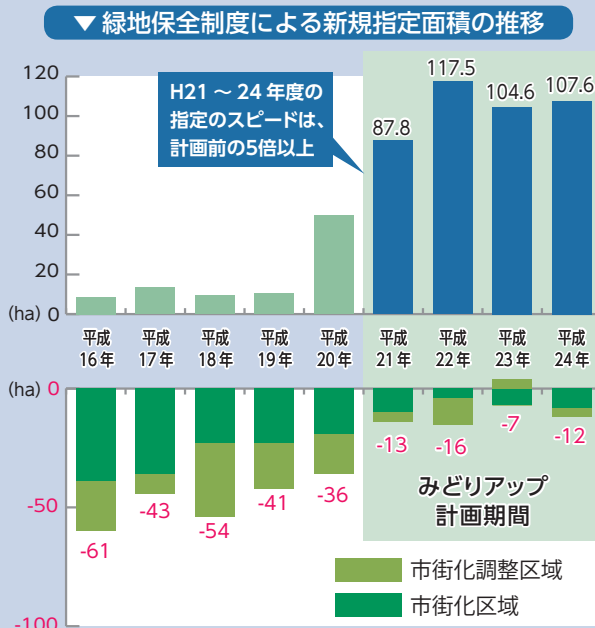


図. 横浜の緑の移り変わり

調査年度によって精度が異なるため、概ねの傾向を示したものです。

平成21～24年度の取組により

樹林地の保全が進み、山林（樹林地）の減少傾向が鈍化しました



緑を創出する取組、水田の保全や地産地消の取組が進みました



地域での緑のまちづくり



園庭を芝生化した保育園



保全された水田



新鮮な野菜が買える直売所

▲ 山林減少面積の推移

(固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値)

横浜の緑の課題

山林（樹林地）の減少傾向が鈍化してはいるものの、保全すべき樹林地は多く残っており、継続した取組を進めていくことが必要です。また、保全・創出した緑を良好に育む取組や、市民と緑との関わりを深める取組を進めることも求められています。市民や事業者の参画を得ながら、生物多様性の保全や、農体験の場など市民が緑とふれる場づくり、街の魅力づくりなど、緑の質の充実を進めていく必要があります。

緑の 10 大拠点内にも保全すべき樹林地は多く残っています



図. 緑の 10 大拠点内の緑地保全制度指定状況 (平成 25 年 3 月)

生物多様性の向上など、緑の質を充実させることが必要です



◀ 手入れがされていない森



森の維持管理 ▶ 活動の様子

「農」とのふれあいを求める市民が増えています

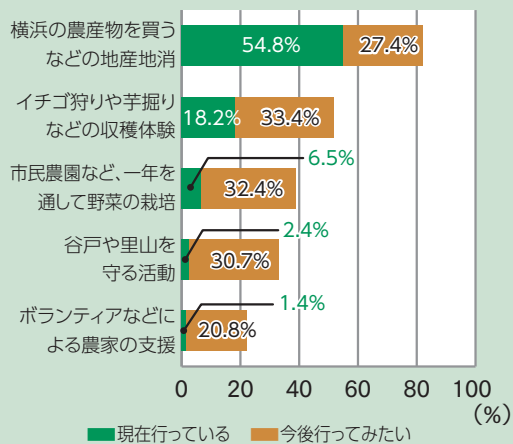


図. 市民が「農」に関して、現在行っていること、今後行ってみたいこと (横浜の緑に関する市民意識調査：平成 24 年 7 月)

街の魅力をつくる緑の創出が必要



商業・業務ビルの敷地内に緑の空間を設け、賑わいの創出につながっている例



第2章

これからの緑の取組

1 取組の方針

取組の理念：みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

取組の理念のもと、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年の取組の目標を、次のとおりとします。

5 か年の目標

- 1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
緑地保全制度の指定による樹林地の担保量が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

この目標の実現に向けて、これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] では、次の 3 つの取組の柱と、効果的な広報に重点的に取り組めます。取組の体系や具体的な内容は、次頁以降に記載しています。

取組の柱

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組めます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。



効果的な
広報の
展開

2 取組の体系

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策 1
樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

施策 2
良好な森を育成する取組
の推進

事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

事業③ 森を育む人材の育成

施策 3
森と市民とをつなげる
取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策 1
農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策 2
地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

施策 1
市民が実感できる緑を
創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

事業② 公共施設・公有地での緑の創出

施策 2
緑を楽しむ市民の
盛り上げを醸成する
取組の推進

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

効果的な広報の展開

3 取組の内容

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

概要

まとまりのある緑の空間は、都市の骨格をつくり、クールスポットであると同時に生物生息の場であり、洪水抑制や避難場所になるなど防災・減災にも役立ちます。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしく美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森のもつ多様な役割に配慮しながら、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともにその保全や育成をより一層進めます。



三保・新治地区の森

取組の内容

<p>施策 1 樹林地の確実な保全の推進</p>	<p>事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り</p>
<p>施策 2 良好な森を育成する取組の推進</p>	<p>事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり (1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成 (2) 指定された樹林地における維持管理の支援 (3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 (4) 間伐材の有効活用</p> <p>事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援</p>
<p>施策 3 森と市民をつなげる取組の推進</p>	<p>事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信</p>

施策 1 樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度の指定により土地所有者への優遇措置を講じることで、樹林地を保全します。また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

●緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度の指定を進め、樹林地を保全します。

樹林地の指定目標：5か年で500haの指定を目指します

平成21～25年度までの取組と同様、一定期間を定め、期間の最終時点(※)で残る保全対象樹林地を全て指定することを目標に、平成21～24年度の指定実績と同等のペースで指定します。

※これまでの取組により樹林地の減少傾向が鈍化しているため、水と緑の基本計画の目標年次である平成37年度末に設定

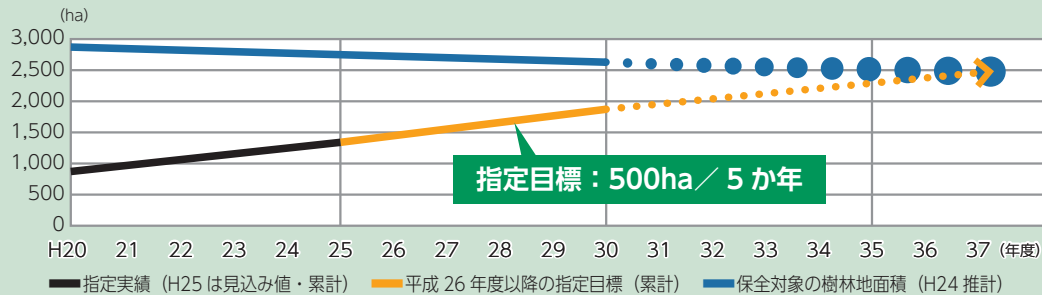


図. 保全対象となる樹林地の面積と平成26年度以降の指定目標

●土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区等の指定地で、所有者の不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取りに対応します。

●保全した樹林地の整備

市民の森において、市民が自然に親しめるような散策路などの整備を行います。また、市が取得した樹林地で柵の設置などの初期整備を行います。



緑地保全制度の指定により保全された樹林地

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	●緑地保全制度による新規指定：500ha	<ul style="list-style-type: none"> 平成21～24年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 市による買取りの想定面積（平成21～24年度の実績を踏まえて想定）：108ha

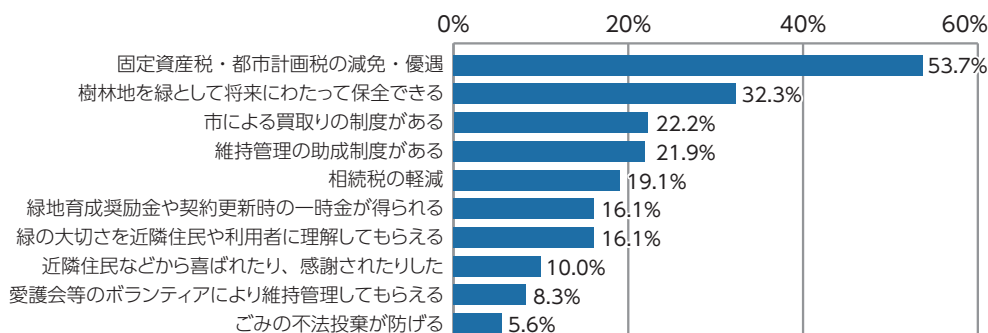
緑地保全制度とは？

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更（木竹の伐採、建築など）などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

表 代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特 徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	概ね 1,000㎡以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が 1/2 ②相続税評価額 8 割減 ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・ 緑の環境をつくり育てる条例 ・ 各制度の詳細を定める要綱	所有者のご協力のもと、概ね 2ha 以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市は買入れ希望に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る 500㎡以上の身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る 1,000㎡以上の良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

樹林地をお持ちの方に聞きました～制度の指定を受けて良かったことは～



横浜の緑に関する樹林地所有者意識調査：平成 24 年 8 月より



緑地保全制度の指定により、土地所有上の負担を軽減できます

施策2 良好な森を育成する取組の推進

事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

樹林地の維持管理（森づくり）を行う際の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全、利用者の安全性や快適性の確保、良好な景観形成など、森に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。また、緑地保全制度の指定を受けた土地を所有する方の維持管理負担を軽減するための支援を行います。

(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

●森づくりガイドライン等を活用した維持管理の推進

市民の森、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者などの安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを推進します。また、散策路などの施設の修繕や維持管理に必要な施設の整備を行います。



森づくりを推進している樹林地

●保全管理計画に基づく森づくりの推進

森ごとに具体的な管理の計画を定めた「保全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。

(2) 指定された樹林地における維持管理の支援

所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援します。これにより、緑地保全制度の指定を推進します。

(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。

(4) 間伐材の有効活用

チップターの貸出しなどにより、間伐材の有効活用を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	●ガイドライン等を活用した維持管理：推進 ●保全管理計画の策定：樹林地 15か所 公園 10か所	・都市公園内のまとまった樹林も対象に追加 ・維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35か所
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	●維持管理の支援：650件を想定	・緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	●法面の整備：10か所	
	(4) 間伐材の有効活用	●チップターの貸出し：推進	・間伐材の活用方法も検討

森づくりガイドラインの活用と保全管理計画

「森づくりガイドライン（平成 25 年 3 月策定）」は、森の維持管理をするための手法などが整理された技術指針です。「保全管理計画」は、このガイドラインを活用して具体的な管理の計画を定めたものです。

保全管理計画をつくる際には、市民の森等に携わる様々な立場の人（利用者や土地所有者、森づくり活動をする人、行政など）や森のいきもの、地域の文化や伝統なども生かしながら、目標となる森の姿を考えます。これまでに市内 14 か所（平成 24 年度末時点）の樹林地で計画を策定しました。

計画策定後は、作業の成果を確認し、必要に応じて作業内容や方法を見直ししながら、目標となる森の姿を目指して維持管理を行っています。



いろいろな立場の人

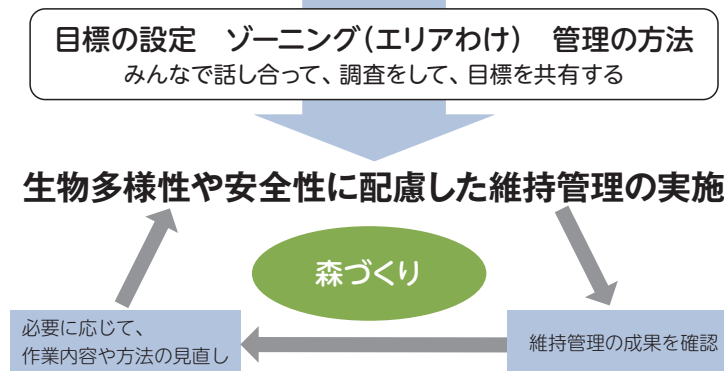
- ・利用者
- ・土地所有者
- ・森づくり活動をする人
- ・行政（管理者）
- ・事業者

いろいろな生き物

- ・明るい森が好きな生き物
- ・暗い森が好きな生き物
- ・湿地が好きな生き物
- ・森も草地も必要な生き物

その森の立地、歴史

- ・地形や気候
- ・周りの土地利用
- ・昔の土地利用
- ・風習や言い伝え、伝統行事



多彩な顔を持つ横浜の森

横浜の森は、実に多様な顔を持っています。田んぼや川に水を供給する水源の森や、子どもたちが昆虫を探しにやってくる生き物を育む森、四季折々の花が咲き、爽やかな風が吹き抜ける散策コースなど、いずれの森も、市民の暮らしを豊かにしてくれます。

こうした森を、次世代に引き継ぐための取組を、市民や事業者とも連携しながら進めていきます。



市民の森と水辺（戸塚区）



ヤマユリ（新治市民の森）



竹細工を体験する子どもたち

事業③ 森を育む人材の育成

市民や事業者と市の協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。また、森づくり活動を行う団体を対象に、活動に必要な支援を行います。

(1) 森づくりを担う人材の育成

● 森づくり活動団体向けの取組

森づくり活動に取り組む団体のスキルアップにつながる研修を実施します。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な知識と安全確保のための研修 ・ 活動のスキルアップを図る研修 ・ リーダーを養成するための研修
----------------	---



森づくりボランティア養成講座

● 森づくりボランティア（登録者）向けの取組

森づくりボランティアの登録者を対象とした、活動スキルなどを学ぶ研修を開催するとともに、ボランティアが森づくり活動団体へ加入するための橋渡しを行います。また、ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行います。

(2) 森づくり活動団体への支援

市民の森や、都市公園内の樹林で活動する団体を対象に、森づくりに必要な道具の貸出を行います。また、活動に対する助成や、専門家派遣による支援を行います。



団体の組織運営を支援する研修

取組の目標

事業	取 組	5 年間の目標	備 考
③	(1) 森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体の育成：推進 ● 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実 	
	(2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体への支援：延べ 50 団体 ● 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：延べ 50 団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 ・ 支援内容：活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣

施策3 森と市民とをつなげる取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

森に関わる市民の裾野を広げるため、森に関するイベントや講座の開催などにより、市民が森に関わるきっかけを提供します。また、平成 25 年度までに設置するウェルカムセンターを活用し、多くの市民が、横浜の森について理解を深めることができるような情報発信を行います。

(1) 森の楽しみづくり

● 森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントや広報の実施

区民まつりなど各区での催しに合わせ、森に関わるきっかけとなるイベントや広報活動を展開します。特に、森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントの充実などに取り組みます。



イベントの様子

● 自然解説、プログラムリーダーの育成

森を楽しむためのプログラムを自ら企画・運営できる人材を育成するための講座などを開催します。

(2) 森に関する情報発信

● 市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成

市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップを作成し、市民が気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを推進します。

● ウェルカムセンターの運営

ウェルカムセンター 5 館（次頁に詳細あり）における展示解説や自然体験、環境学習の機会の提供等を、企業の CSR 活動などと連携しながら実施し、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

取組の目標

事業	取組	5 年間の目標	備考
④	(1) 森の楽しみづくり	● イベント実施及び広報活動：180 回	・ イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18 区で 2 回 / 年程度）
	(2) 森に関する情報発信	● ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ● ウェルカムセンターの運営：推進	・ ウェルカムセンター（既存施設を活用） 自然観察センター、にいほる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター

森に遊びにきませんか ～ウェルカムセンターでお待ちしています

子どもから大人まで多くの市民の皆様が、森を訪れ、森を知り、楽しむことができる環境を整えるため、これからの緑の取組〔平成26～30年度〕では、既存施設を活用して整備した5館のウェルカムセンターを運営していきます。

ウェルカムセンターは、各館の特徴を生かし、森を安全に散策するための情報や森の生き物などの情報を発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」、「休憩場所の提供」を行います。

例えば、自然観察センター（横浜自然観察の森）では、レンジャーが、森の自然について解説したり、小学生や企業など団体を対象に講座を開催したりしています。四季の家

（寺家ふるさと村）と虹の家（舞岡ふるさと村）では、地域の農業や自然・文化の紹介に加えて、森の散策に関する情報の提供や、自然観察会などを行っています。

横浜の森や自然に興味を持たれたら…まずはウェルカムセンターにお立ち寄りください。



自然観察センター内の様子



にいはる里山交流センターの展示



企業の担当者を対象とした講座

取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

都市に潤いをもたらす横浜の農景観を保全し、次世代に引き継いでいくことが求められています。また、直売所で農産物を購入する地産地消に加え、市民農園で自ら農作物を栽培するなど「農とのふれあい」への市民ニーズが高まっています。

そこで、景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割に着目した「良好な農景観の保全」や、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」を重点的に展開し、市民が身近に農を感じる場をつくります。

また、横浜の都市農業を支える農業振興策として、これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] と合わせ、生産環境の整備などによる農地の保全、農畜産物の生産振興、農業の担い手支援などの取組も引き続き進めていきます。



谷戸の農景観

横浜の都市農業を支える農業振興策

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]

- 良好な農景観の保全
- 農とふれあう場づくり
- 地産地消の推進

継続して進める取組

- ・ 生産環境の整備などによる農地の保全
- ・ 農畜産物の生産振興
- ・ 農業の担い手支援 など

横浜市の農業振興策の全体像

取組の内容

施策 1 農に親しむ取組の推進	事業① 良好な農景観の保全 (1) 水田の保全 (2) 特定農業用施設保全契約の締結 (3) 農景観を良好に維持する取組の支援 (4) 多様な主体による農地の利用促進
	事業② 農とふれあう場づくり (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設 (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進
施策 2 地産地消の推進	事業③ 身近に感じる地産地消の推進 (1) 地産地消にふれる機会の拡大
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 (1) 地産地消を広げる人材の育成 (2) 市民や企業等との連携

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区（※）に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家・NPO法人などにより農地を保全する取組を支援します。

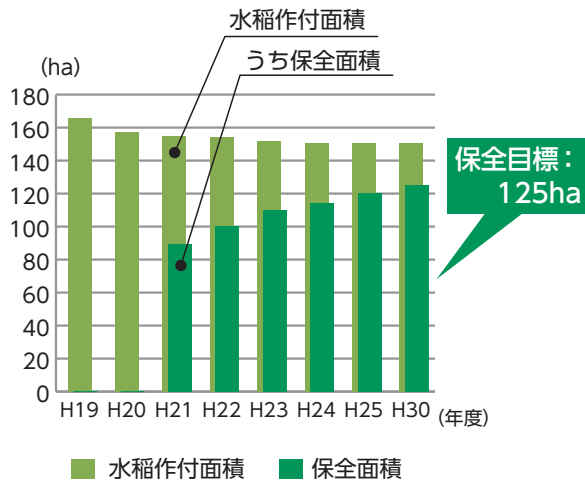
(1) 水田の保全

●奨励による水田の継続的な保全

土地所有者が水田の保全を継続できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

●良好な水田景観保全のための水源の確保

水田景観を維持するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸の設置を支援します。



緑区新治町の水田

図. 水稲作付面積、保全面積の推移
(平成25年以降の水稲作付面積は、平成24年の数値を使用しています。)

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。

※都市農業の確立と都市環境の保全をめざし、横浜市独自の制度により指定した地区

(3) 農景観を良好に維持する取組の支援

生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援します。



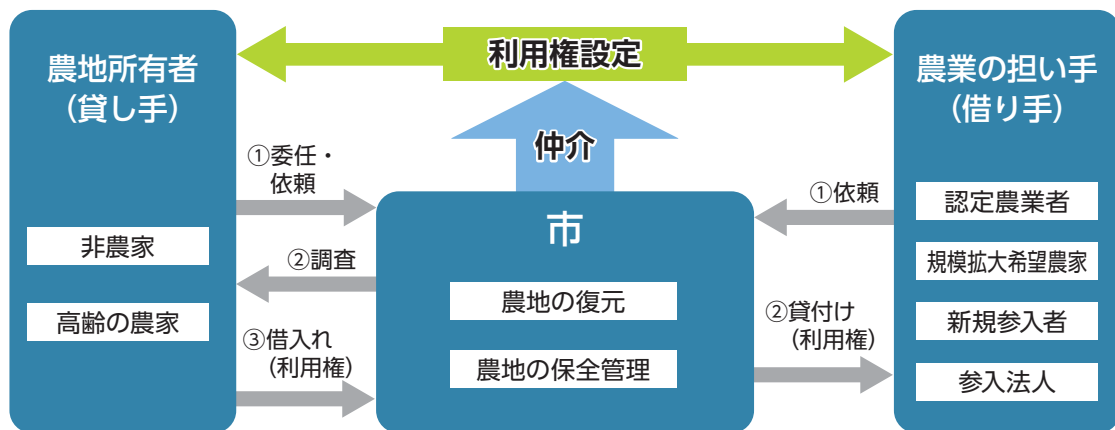
農地縁辺部への植栽 (イメージ)

支援する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまりのある農地を良好に保全する団体の取組 ・農地に隣接する公益施設 (道路側溝や水路等) の清掃などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組 ・農地縁辺部に苗木や草花を植栽する取組 ・生物多様性に配慮した農業用水路の機能を維持する取組 ・農地から発生する土埃や土砂の流出を予防・解消する取組 ・地域の団体で共同利用する管理用設備の整備
--------	---

(4) 多様な主体による農地の利用促進

農家や農地所有者などからの農地の保全や利用に関する相談に対応し、意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO 法人などが、農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間 (6 年以上) 貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。

遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。



農地利用促進の模式図

取組の目標

事業	取組	5 か年の目標	備考
①	(1) 水田の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水田保全面積：125ha (H30 年度末) ● 水源の確保：10 か所 	
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度運用 	・対象：1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と農業用施設について 10 年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好に維持されている農地の面積：680ha (H30 年度末) ● 水路機能の維持：5 地区 ● 共同利用設備の整備：25 件 	
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30 年度末) 	

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。これらの取組の情報発信を充実させることにより、市民の利用や参加につなげます。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

● 収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備を支援します。



収穫体験農園

● 市民農園の開設支援

〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園〉

農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。



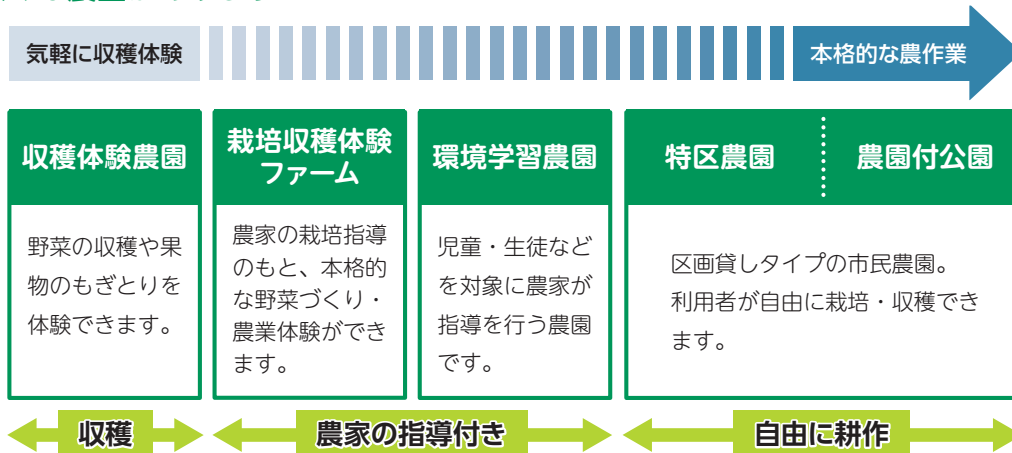
市民農園

また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーター（※）などを活用して支援します。

● 農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買取するなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。

～様々な農園があります～



※横浜市が主催する研修を受講し、市民農園の開設や運営に必要な知識・技術を身につけ、横浜市が認定した法人

(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

● 横浜ふるさと村における取組の充実

横浜ふるさと村は、良好な田園景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域です。このふるさと村において、収穫体験など、市民が農とふれあう機会を提供します。



たけのご掘り (ふるさと村)

● 恵みの里の取組推進

恵みの里は、市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区です。この恵みの里において、農景観の保全や農体験教室を開催するとともに、市民と農の交流を通じた地域の活性化を図ります。また、新規地区の指定に向けた取組を進めます。



うどん作り (恵みの里)

● 農ある横浜・あぐりツアー

より多くの市民に横浜の農を知ってもらうため、都心部の方や、これまで農に関わる機会が少なかった人などを対象に、農業専用地区など市内の生産現場や、直売所などの流通の現場等を巡るツアーを開催します。



援農活動の様子

● 農のある地域づくり協定

農家と地域住民の協働により、連携して地域の農環境の保全を図る取組を支援します。協定を締結した地域を対象に、援農活動や地域交流活動、景観保全活動などを支援します。

● 講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や体験学習講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。また、援農コーディネーターを活用し、市民農業大学講座修了生等による人手不足の農家への支援を推進します。

取組の目標

事業	取組	5 年間の目標	備考
②	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	● 様々なニーズに合わせた農園の開設： 25.8ha	・内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6.0ha 農園付公園 7.3ha
	(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進	● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500 回 ● 農ある横浜・あぐりツアーの開催：20 回 ● 農のある地域づくり協定の新規締結：4 件 ● 体験学習講座の開催：25 回	・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：新治、田奈、都岡

すぐそこに、横浜らしい「農」の世界が広がっています

横浜ふるさと村でお待ちしています

市営地下鉄の舞岡駅（戸塚区）から外に出ると、そこには横浜の「ふるさと」とも言える空間が広がっています。「舞岡ふるさと村」には、かつて炭や肥料を得るために使われていた雑木林や、そこからしみ出す冷たい小川、今でも元気に農業が営まれる田んぼや畑といった、どこか「懐かしい」風景が残っています。

青葉区にある「寺家ふるさと村」は、里山と、入り組んだ谷戸田が造り出す美しい田園景観が残る地域です。春には桜、夏には青々とした水田、秋には黄金色の稲穂と、訪れるごとに異なる風景にはっとさせられます。

これからの緑の取組【平成 26-30 年度】では、この2つのふるさと村にある「虹の家（舞岡）」や「四季の家（寺家）」を拠点として、横浜に残る田園景観を守り、その資源を生かした収穫体験など、市民の皆様様に「農とふれあう場」を提供していきます。ぜひお出かけいただき、横浜の「農」を実感してください。



修了生が横浜の「農」の現場でも大活躍！市民農業大学講座

「体験や市民農園では物足りない」「本格的な農作業や、農家のお手伝いをしてみたい」という方の活躍の場が広がっています。市民農業大学講座の「野菜・果樹コース」は、2年間の講座で、1年目は栽培などの基礎を学び、2年目には実際に農家で農作業の実習を行う本格的な内容となっています。講座の修了後は、修了生が自主運営している農の応援団「はま農楽（の〜ら）」に加わり、農家のお手伝い（援農）を始める方が多くいらっしゃいます。

あなたも、横浜の「農」を育む一歩を踏み出してみませんか。



講座の様子

講座の内容

野菜・果樹コース 定員50人

◆ 1年目（全20回）

野菜や果樹の栽培管理、肥料の使い方などを講座と実習で学びます。

◆ 2年目（全10回・実習）

市内農家で作業を実際に体験します。

花・緑コース 定員40人

草花の栽培や樹木の管理方法などを1年間で学びます（全20回）。希望する方は、2年目に農家で実習することができます。

施策2 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

「新鮮な野菜を食べたい」「近所の農家から農産物を買いたい」という市民の声が高まっています。農家もこの市民ニーズに応えるため、多様な農作物の栽培や、加工品の開発に取り組むなどの努力や工夫を重ねていますが、市民からは「いつ、どこに行けば買えるのかわからない」などの声があります。そこで、地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなど、地産地消の取組を拡大します。更に、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

●直売所等の整備・運営支援

直売所の開設や施設の拡充、地域に古くから伝わる農産物加工品などをつくる施設の整備などの相談に市が応じ、それらの開設や運営の支援を行います。また、イベント的な要素が高く、市民が楽しみながら農産物を購入できる青空市の運営を支援します。



賑わう直売所

●市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用し、市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するとともに、「食」だけではなく横浜の農の取組をPRします。



みなとみらい農家朝市

●情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどを活用したPRをさらに充実します。また、地産地消キャンペーンや横浜ブランド農産物のシンボルである「はま菜ちゃん」を活用したイベントの実施や、身近に農を感じる機会が少ない都心部の方を対象とした情報の発信など、市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大を図ります。

取組の目標

事業	取組	5 年間の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●直売所等の支援：52 件、青空市運営支援：25 件 ●緑化用植物の生産・配布：125,000 本 ●情報発信・PR 活動：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規直売所の開設支援：2 件 ・直売所・加工所の施設拡充支援：50 件 ・広報紙などの発行：30 回 ・地産地消キャンペーンなどのPR 活動：20 回

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消の取組は、従来から農家が取り組んでいる直売所や朝市などでの農産物の販売だけでなく、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が実施する活動へと発展してきています。この動きを更に拡大するため、市民の「食」と、農地や農産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

●はまふうどコンシェルジュの育成

地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュの育成講座を開催します。また、コンシェルジュが活動する場や内容を広げるためのフォローアップ研修会の開催や、活動に対する助成により、コンシェルジュの活動を支援します。

はまふうどコンシェルジュの活動

『はまふうど』とは、横浜の「浜」に、「フード（食べ物）」と「風土」を合わせた言葉で、横浜の「食」「食卓」と「農地や農業、農産物」をつなぐことを意味しています。

横浜市では、『はまふうど』を実践し、広める市民を『はまふうどコンシェルジュ』として育成しています。

平成24年度までに215名の『はまふうどコンシェルジュ』が誕生し、「10歳からの地産地消BOOK」など子どもも楽しめる地産地消に関する本の発行や、農業体験ツアーの主催など、様々な地産地消の取組が進んでいます。



10歳からの地産地消Book

●直売ネットワーク(※1)活動支援

直売所における農産物の販売方法やPR方法などを充実させるとともに、直売を行う生産者を対象に、技術研修や先進的な直売所への視察会を開催します。

●地産地消サポート店(※2)の活動支援

サポート店による地産地消の取組や、店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施します。



地産地消サポート店研修会

●地産地消活動の発表と情報交換の場の設定

地産地消に取り組む市民・企業等の活動の発表や、横浜の農産物を利用したメニューや加工品などの試食・販売会を行う地産地消のフォーラムを、市民・企業と連携して開催します。

※1 JAと連携して進めている市内直売所のネットワーク化

※2 市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

(2) 市民や企業等との連携

●企業等との連携の推進

生産者と企業等を結ぶ仕組みをつくとともに、相談窓口を設置し、地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチングを行います。

●地産地消ビジネス創出の推進

市内の中小企業等を対象に、地産地消に関するビジネスを創出するための費用の助成や、相談に応じるなどの支援を行うとともに、新規事業者の発掘・育成を目的とした講座を開催します。

●学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携した小学生による料理コンクールの開催や、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布などを行います。

子どもたちが考えたメニューが給食に

市内の小学生を対象に、横浜でとれる野菜や果物 30 品目の「はま菜ちゃん」を使った新しい学校給食の献立を考える「はま菜ちゃん料理コンクール」を開催しています。

10 回目となる平成 24 年度のコンクールには、903 点の応募 (937 名の児童が参加) がありました。

書類審査により選出された作品は、子どもたちが実際に調理し、審査員による試食などの審査によって、各賞を決定しました。

右の写真は、第 10 回の入選作品 (8 品) の一例です。



コンクールの様子



オリンピック記念
はま菜ちゃん 5 色のごま和え

取組の目標

事業	取組	5 年間の目標	備考
④	(1) 地産地消を広げる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●はまふうどコンシェルジュの活動支援：100 件 ●フォーラムの開催：5 回 	
	(2) 市民や企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等との連携：50 件 ●ビジネス創出支援：25 件 ●学校給食での市内産農産物の利用促進：推進 	

地産地消を広げていきます

『地産地消』とは、「その土地で生産されたものをその土地で消費する」ということです。地産地消には、新鮮で美味しく旬を味わえるなど、たくさんのメリットがあります（右図参照）。

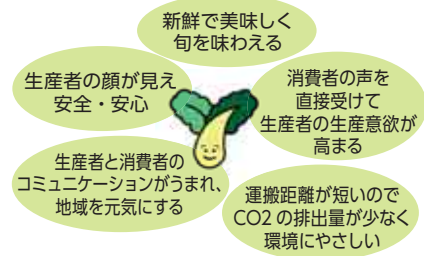
横浜市は、県内トップクラスの農業生産額があり、1,000か所以上の直売所や、地産地消に取り組むたくさんの飲食店があることなどから、「地産地消」の取組を更に広げていくことができる環境にあると言えます。

地産地消は、農家や市民、企業など多様な主体の取組により成り立っています。市民や企業などによる地産地消の取組や意識の高まりは、市内産農産物の消費拡大に結び付き、農家の安定した農業経営や農地の保全につながります。

横浜市は、地産地消を進める様々な主体の取組を支え、そのつながりを強化し、横浜における地産地消の取組を広めます。

また、朝市を開くなど、区役所も地域の特徴や強みを生かした「農」に関わる取組を進めています。これからの緑の取組〔平成26-30年度〕では、これらの取組へのサポートをさらに拡充し、大都市横浜の中で地産地消の拡大に取り組んでいきます。

地産地消のメリット

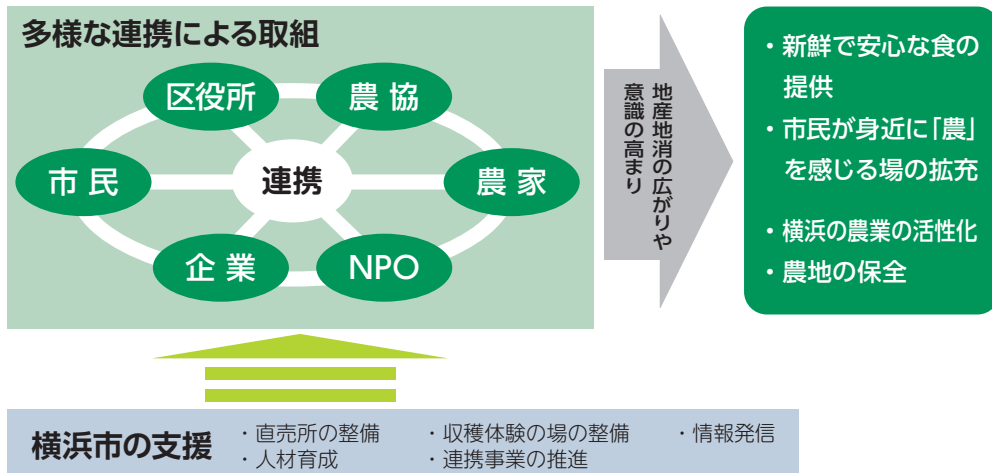


企業等との連携により制作した
横浜の地産地消ガイドブック



わが町かながわ新鮮野菜市（神奈川区）

横浜市の地産地消の取組と効果



取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。そうした緑があふれる都市で暮らす豊かさを、市民が「実感」できるような取組が求められています。

そこで、緑のネットワーク形成も念頭に置き、地域特性に応じた「質の高い緑」の創出により、横浜の魅力を高める取組を重点的に推進します。また、地域で緑を育む活動に取り組む市民や事業者を支援することで、市民が主体となる緑のまちづくりを推進します。



季節ごとに異なる風景を楽しめる並木

取組の内容

施策1 市民が実感できる 緑を創出する 取組の推進	事業① 民有地での緑の創出 (1) 民有地における緑化の助成 (2) 建築物緑化保全契約の締結 (3) 名木古木の保存 (4) 人生記念樹の配布
	事業② 公共施設・公有地での緑の創出 (1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理 (2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出 (3) いきいきとした街路樹づくり
施策2 緑を楽しむ市民の 盛り上げりを醸成する 取組の推進	事業③ 市民協働による緑のまちづくり (1) 地域緑のまちづくり
	事業④ 子どもを育む空間での緑の創出 (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出
	事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出 (1) 都心臨海部の ^{りょくか} 緑花による賑わいづくり

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や事業者の取組が不可欠です。多くの市民が目にする場所や効果的な場所での緑の創出、生物多様性の向上に寄与する取組や地域で親しまれている名木古木の保存など、緑の創出・保全に積極的に取り組む市民・事業者を支援します。

(1) 民有地における緑化の助成

●緑化の助成

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。なお、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性・視認性の高い場所での緑化や、生物多様性の向上に寄与する緑化などの効果的な取組に対し、支援を充実させます。



屋上緑化（イメージ）

●維持管理費の助成

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性や視認性のある緑化に対し、維持管理費の助成を行います。

(2) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者（管理者）の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

(3) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を、保存すべき樹木として指定します。また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



指定された名木古木

(4) 人生記念樹の配布

民有地緑化の普及・啓発を図るため、人生の節目の記念に希望した市民に、苗木を無料配布します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 民有地における緑化の助成	●緑化の助成：65件	・緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	●制度運用	
	(3) 名木古木の保存	●制度運用	・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4) 人生記念樹の配布	●40,000本配布	・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布

建築物の新築・増築、開発の際に緑をつくる仕組み

市街地で緑を創出するため、建築物の新築・増築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

建築物緑化協議

建築物の新築、増築の際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5～20%以上の緑化指導を行い、緑を創出します。

〈根拠〉 緑の環境をつくり育てる条例

開発事業における緑化

開発事業に対して、緑化又は既存の樹木の保存計画の審査、指導を行い、開発の際に緑を創出します。

〈根拠〉 横浜市開発事業の調整等に関する条例

緑化地域制度の運用

住居系用途地域全域を緑化地域として定め、敷地面積500㎡以上で建築物の新築、増築を行う際に、敷地面積の10%以上の緑化を義務づけています。

〈根拠〉 都市緑地法
横浜市緑化地域に関する条例

特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を義務づけています。

〈根拠〉 工場立地法
横浜市工場立地法市準則条例

地区計画における緑化

地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区ごとに緑化率を定めることができます。緑化率が定められると、地区全体のルールとして規制され、緑化が推進されます。

〈根拠〉 都市緑地法、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行

緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、上記の法令・制度に定める基準以上の緑化を行っていただいた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。



市街地にも、生き物を育む豊かな緑をつくろう

草花や木、虫などの生き物は、互いに支えあい、つながりあって生きています。人間もこのつながりの一部であり、私たちは他の生き物から様々な恩恵を受けて暮らしています。「生物多様性」とは、この生き物のつながりのことで、その恩恵を享受している都市でこそ、生物多様性の保全や創出を進めることが求められています。

市街化が進んだ地域でも、多様な緑の空間をつくり、市街地の周辺にある緑地とも相互につなげていくことで、横浜らしい生き物のつながりを創出・復元することができます。これにより、私たちの暮らしの基盤である生物多様性が保全され、大気浄化や災害防止、レクリエーション、美しい景観や豊かな地域文化などの恩恵もたらされます。

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] では、「緑を増やす」ことだけを目標にせず、地域の特性に応じて、「生き物のつながり」に配慮した取組を進めます。



カワセミ



アオスジアゲハ

事業② 公共施設・公有地での緑の創出

多くの市民が利用する地域の公共施設から率先し、市民が実感でき、生物多様性の向上や地域の良好な景観形成につながる緑を創出します。また、市民が目にする機会の多い街路樹を、良好に育成するための取組を拡大します。

(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理

●緑の創出

各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進します。特に重点的な取組として、再整備を予定している区庁舎などの敷地で、視認性が高く、多くの市民が実感できる緑を創出します。



公共施設での緑の創出（イメージ）

●創出した緑の維持管理

充実を図った公共施設の緑を良好に維持管理します。

(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑をつくり、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

(3) いきいきとした街路樹づくり

市民が目にする機会が多く、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を推進します。特に、都心臨海部の街路樹や区の代表的な街路樹については、低木の刈込や除草などの管理をより充実させます。



街に潤いをもたらす街路樹

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の創出：58か所 ●緑の維持管理：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設（各区3か所程度＋重点施設4か所）
	(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の創出：5か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3) いきいきとした街路樹づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●18区で推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹は、より重点を置いて実施

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で進めます。

(1) 地域緑のまちづくり

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、緑の街づくりに協働で取り組みます。

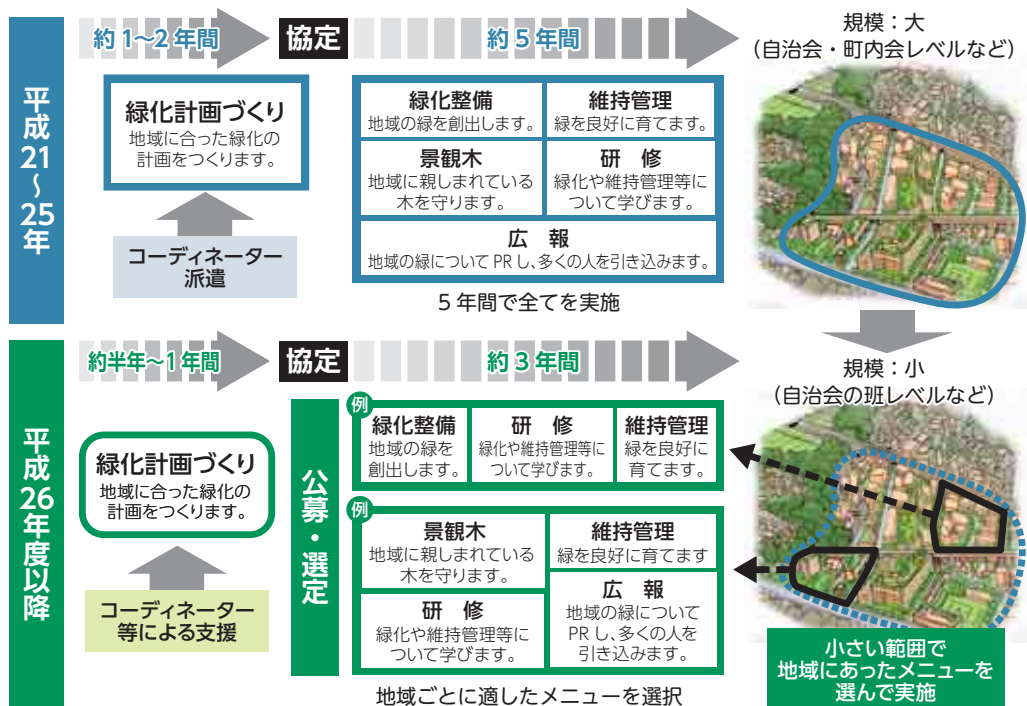
平成 25 年度までの取組では、自治会や町内会などを主体とする地域での取組を対象としていましたが、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みにします。

また、平成 25 年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して整備への支援を行います。



緑化活動の様子

地域緑のまちづくりの仕組み



取組の目標

事業	取組	5 年間の目標	備考
③	(1) 地域緑のまちづくり	● 46 地区	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な地域を対象とできるように制度を改善 内訳：新規 30 地区、H25 までに着手した地区の継続 16 地区 (見込み)

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、子どもが多く時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校を対象に、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。緑の創出にあたっては、子どもたちと生き物とのふれあいが生まれるような空間づくりに取り組めます。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

●緑の創出

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化、花壇づくり、屋上や壁面の緑化などを進め、多様な緑を創出します。

●芝生等の維持管理に対する支援

芝生を良好に維持するとともに、多様な緑化を一層推進するため、維持管理費用の一部を助成します。



緑あふれる保育園・幼稚園（イメージ）

子どもを育む空間に豊かな緑があることの効果

●自由な遊び・創造的な遊びが増える



芝生は子どもの想像力、空想力を刺激し、みんなで遊びを作るというコミュニティ形成にも一役買います。

●季節感のある空間で過ごせる



花や実、新緑、紅葉などを通して季節の変化や横浜の風土を感じ、豊かな感受性を育みます。

●のびのびと遊べる



転んでも怪我をすることが少ないので、大胆な動きに怖がらず挑戦できるようになり、運動能力の向上などにつながります。

●生き物とふれあえる機会が増える



ビオトープなどで生き物や土、水にふれることによって自然を身近に体感できます。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	●緑の創出：100か所	・芝生化に加え、ビオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする

事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、エリア内での緑のネットワーク形成に寄与することも念頭に、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。

(1) 都心臨海部の^{りょくか}緑花による賑わいづくり

●緑花による魅力・賑わいづくり

みなとみらい 21 地区から山下地区を中心とした都心臨海部で、東横線跡地を活用した遊歩道づくりや街路樹の重点的な育成(事業②(3)いきいきとした街路樹づくり)などを通じて緑のネットワークを形成します。

更に、観光資源となっている公園や港湾緑地、文化施設などの公共施設を相互に連携させ、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑花による空間づくりを集中的に進め、よこはま花と緑のスプリングフェアなどのイベントと合わせて、エリア全体の魅力を高めます。

●緑花の維持管理

いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街となるように、緑や花を良好に育てます。



上空から見た都心臨海部



多年草を主体とする空間 (港の見える丘公園)



賑わいをつくる緑 (グランモール公園)



横浜公園

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
⑤	(1) 都心臨海部の ^{りょくか} 緑花による賑わいづくり	● 都心臨海部で推進	・対象：山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設などの公共施設

緑や花で彩られた美しい街へ

緑や花で彩られた美しい街を訪れ、感動した経験がある方は多いのではないのでしょうか。横浜も、そのような街であることを目指しています。

都心臨海部は、多くの市民や観光客が訪れる横浜の顔であり、山下公園や赤レンガパークなどの緑の空間が、その中心的な存在です。

こうした緑の資源を生かし、さらに街の魅力を高めていくためには、丁寧な手入れにより緑の空間の質を高めること、緑のネットワーク形成を念頭に新たな緑をつくること、季節の花により空間を演出すること、緑の空間を活用し、賑わいを生み出していくことが有効です。

これからの緑の取組 [平成 26－30 年度] では、公共空間から率先して、このような緑や花の取組を集中的に展開します。これにより、国内やアジアをはじめ世界中から訪れる人々をおもてなしするとともに、市民の誇りとなる美しい街をつくっていきます。

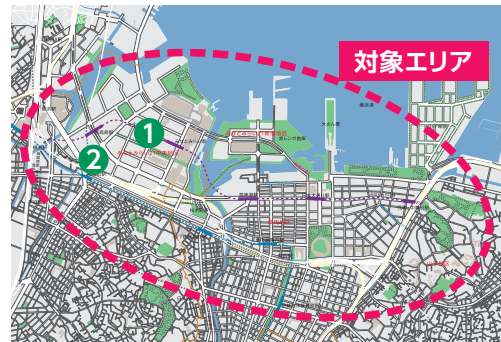


図. 花や緑により魅力や賑わいの創出を進めるエリア

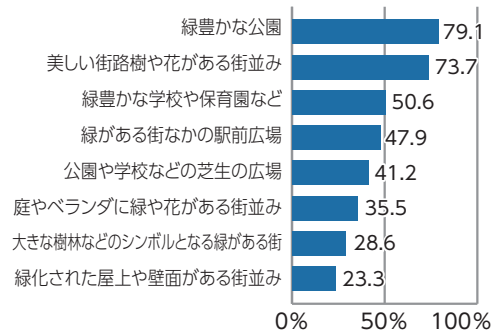


図. 街なかにどのような緑があったらいいか
(横浜の緑に関する市民意識調査：平成 24 年 7 月)

これからの緑の取組 [平成 26－30 年度] で取組むプロジェクト

グランモール公園の リニューアルに合わせ せた緑の創出 **Map①**

平成元年にオープンしたグランモール公園を、周辺の街づくりの進展にあわせてリニューアルします。

公園の周りには、近年、商業施設やオフィスビルが相次いでオープンし、賑わいが増しています。公園がこうした施設の魅力を高め、みなとみらい 21 地区全体の賑わいづくりにもつながるような計画づくりを進めています。

東横線跡地の 遊歩道化 **Map②**

みなとみらい線開業に伴い廃止された横浜駅～桜木町駅間の東横線跡地を、横浜都心部の回遊性や魅力を高めるため、遊歩道として整備することが計画されています。この事業において、遊歩道を緑や花があふれ、魅力や賑わいのある空間として整備します。

緑花による 賑わいづくり **エリア全体**

多くの観光客が訪れる山下公園や、観光ルート上にある西洋館などの公共施設を緑と花で彩り、華やかな空間演出を行います。取組に際しては、市民や事業者の協力を得ながら、イベントとも連携した取組を展開し、緑豊かな美しい街をつくる市民全体の機運の盛り上げにつなげます。

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、様々な媒体・手法を用いて効果的に市民にお知らせし、理解を深めていただくとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供します。

具体的な取組

- ・ 広報よこはまやタウン誌での特集
- ・ 自治会・町内会や法人会などを通じた PR や実績報告
- ・ ウェブサイトや、twitter などのソーシャルメディアを活用した PR や実績報告
- ・ 事業推進にあわせた PR
- ・ 緑に関するイベントの開催
- ・ 関連イベントを通じた PR
- ・ 電車内広告や各種メディアを活用した PR
- ・ 事業実施箇所での表示



多様な媒体を組み合わせ活用

Yokohama 横浜環境情報
@yokohama_kankyo

【FMヨコハマでみどりアップを聴こう！】10/29(～FMヨコハマ番組内でみどりアップ特集を放送し組?など、毎日違ったテーマを多彩なゲストがこね city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/fyo...

多様な広報媒体を活用していきます

平成 24 年度に実施した市民意識調査では、行政が用いるべき広報媒体について「広報よこはま」を挙げた方が多く、広報よこはまが、有効な広報媒体として市民に浸透していることが明らかになりました。近年急速に利用者が拡大しているソーシャルメディアを選択した方も全体では 2 割ほどおり、年齢が低いほど、これを選択した方の割合が高くなっています。

緑の取組を身近に感じてもらえるよう、多様な媒体を組み合わせ活用し、より充実した広報を行います。

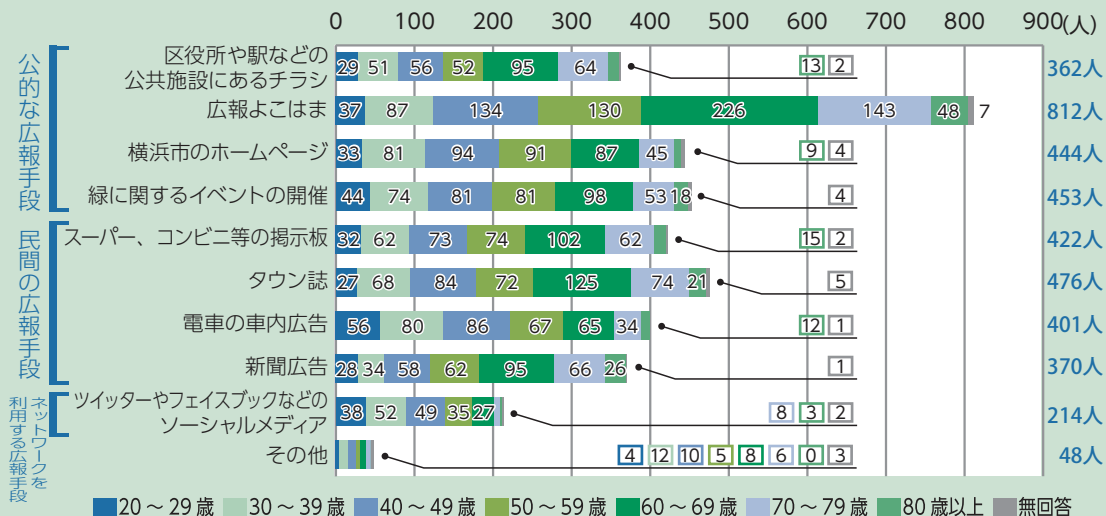


図. 緑に関する行政の取組について どのような手段で広報するべきか (横浜の緑に関する市民意識調査：平成 24 年 7 月)

4 取組一覧・事業費

取組一覧

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

事業費 366 億円

施策 1 樹林地の確実な保全の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 事業費 325 億円	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全制度による新規指定：500ha 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24実績：417.5ha/1,119ha 平成 21～24 年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 市による買取りの想定面積（平成 21～24 年度の実績を踏まえて想定）：108ha

施策 2 良好な森を育成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
②生物多様性・安全性に配慮した森づくり 事業費 37 億円	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等を活用した維持管理：推進 保全管理計画の策定：樹林地 15 か所 公園 10 か所 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：計画策定 14 か所 維持管理 568.8ha/1,299ha 維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35 か所
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の支援：650 件を想定 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：267 件 緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 法面の整備：10 か所 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：22 か所 /5 か所
	(4) 間伐材の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> チップターの貸出し：推進 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：チップ化作業支援 131 回 間伐材の活用方法も検討
③森を育む人材の育成 事業費 0.7 億円	(1) 森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動団体の育成：推進 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：森づくりボランティア育成 164 人 /250 人
	(2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動団体への支援：延べ 50 団体 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：延べ 50 団体 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：延べ 115 団体 /250 団体 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 支援内容：活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣

施策 3 森と市民とをつなげる取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
④市民が森に関わるきっかけづくり 事業費 3 億円	(1) 森の楽しみづくり	<ul style="list-style-type: none"> イベント実施及び広報活動：180 回 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：森の恵み塾 231 回開催 他 イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18 区で 2 回 / 年程度）
	(2) 森に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ウェルカムセンターの運営：推進 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：ウェルカムセンター整備 2 か所 /5 か所 ウェルカムセンター：自然観察センター、にいほる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター

〈表の説明〉 備考欄に記載されている「H21-24 実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成 25 年度までの 5 か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

事業費 40 億円

施策1 農に親しむ取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①良好な農景観の保全 事業費 11 億円	(1) 水田の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水田保全面積：125ha (H30 年度末) 水源の確保：10 か所 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：114.4ha/50ha
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 制度運用 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：102 件 対象：1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> 良好に維持されている農地の面積：680ha (H30 年度末) 水路機能の維持：5 地区 共同利用設備の整備：25 件 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：645.9ha/500ha 農家団体が維持している農地面積の合計：623ha (H23 年度末)
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30 年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：49.1ha/70ha
②農とふれあう場づくり 事業費 26 億円	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	<ul style="list-style-type: none"> 様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：20.9ha/31ha 目標の内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6.0ha 農園付公園 7.3ha
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500 回 農ある横浜・あぐりツアーの開催：20 回 農のある地域づくり協定の新規締結：4 件 体験学習講座の開催：25 回 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 横浜ふるさと村：寺家、舞岡 恵みの里：新治、田奈、都岡

施策2 地産地消の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
③身近に感じる地産地消の推進 事業費 3 億円	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 直売所等の支援：52 件、青空市運営支援：25 件 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績（直売所整備の支援）：16 か所 / 2 か所 新規直売所の開設支援：2 件 直売所・加工所の施設拡充支援：50 件
		<ul style="list-style-type: none"> 緑化用植物の生産・配布：125,000 本 	<ul style="list-style-type: none"> H23・24 実績：21,850 本 (H23 年度から開始)
		<ul style="list-style-type: none"> 情報発信・PR 活動：推進 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 広報紙などの発行：30 回 地産地消キャンペーンなどの PR 活動：20 回
④市民や企業と連携した地産地消の展開 事業費 0.6 億円	(1) 地産地消を広げる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> はまふうどコンシェルジュの活動支援：100 件 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		<ul style="list-style-type: none"> フォーラムの開催：5 回 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：事業④取組 (2) の内数
	(2) 市民や企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との連携：50 件 	<ul style="list-style-type: none"> H21-24 実績：13 件 / 15 件
		<ul style="list-style-type: none"> ビジネス創出支援：25 件 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での市内産農産物の利用促進：推進 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施

〈表の説明〉 備考欄に記載されている「H21-24 実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①民有地での緑の創出 事業費 3億円	(1) 民有地における緑化の助成	● 緑化の助成：65件	・H21-24実績：52件（屋上緑化への助成） ・緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	● 制度運用	・H21-24実績：109件
	(3) 名木古木の保存	● 制度運用	・H21-24実績：147本（助成交付） ・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4) 人生記念樹の配布	● 40,000本配布	・H21-24実績：67,821本（イベントなどでの配布を含む） ・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布
②公共施設・公有地での緑の創出 事業費 45億円	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	● 緑の創出：58か所 ● 緑の維持管理：推進	・H21-24実績：公共施設の緑化8.5ha/10ha ・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設（各区3か所程度+重点施設4か所）
	(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出	● 緑の創出：5か所	・新規の取組 ・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3) いきいきとした街路樹づくり	● 18区で推進	・H21-24実績：延べ404路線で維持管理を実施 ・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹は、より重点を置いて実施

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
③市民協働による緑のまちづくり 事業費 9億円	(1) 地域緑のまちづくり	● 46地区	・H21-24実績：15地区/30地区 ・小規模な地域を対象とできるような制度を改善 ・内訳：新規30地区、H25までに着手した地区の継続16地区（見込み）
④子どもを育む空間での緑の創出 事業費 5億円	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	● 緑の創出：100か所	・H21-24実績：123か所（芝生化） ・芝生化に加え、ビオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする
⑤緑や花による魅力・賑わいの創出 事業費 16億円	(1) 都心臨海部の ^{りょくか} 緑花による賑わいづくり	● 都心臨海部で推進	・新規の取組 ・対象：山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線廃線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設などの公共施設

〈表の説明〉 備考欄に記載されている「H21-24実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] の事業費

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] の総事業費は、485 億円と計画しており、その内訳は次のとおりです。なお、事業費については、毎年度の予算状況により変更することがあります。

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] の事業費

(億円)

取 組	事業費 (うち一般財源)
取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	366 (87)
事業 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	325
事業 2 生物多様性・安全性に配慮した森づくり	37
事業 3 森を育む人材の育成	0.7
事業 4 市民が森に関わるきっかけづくり	3
取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる	40 (26)
事業 1 良好な農景観の保全	11
事業 2 農とふれあう場づくり	26
事業 3 身近に感じる地産地消の推進	3
事業 4 市民や企業と連携した地産地消の推進	0.6
取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる	78 (65)
事業 1 民有地での緑の創出	3
事業 2 公共施設・公有地での緑の創出	45
事業 3 市民協働による緑のまちづくり	9
事業 4 子どもを育む空間での緑の創出	5
事業 5 緑や花による魅力・賑わいの創出	16
効果的な広報の展開	0.8 (0.8)
合 計	485 (178)

※端数調整により、合計値が整合しない場合があります

取組の展開で実現を目指す横浜の姿～緑とともにある市民の暮らし～

緑を利用する

地元の野菜をつかった給食



農家さんの顔がうかぶ

緑に囲まれた公共施設



花壇に季節を感じる

水や緑の多様な環境がある里山



生き物を探しに出かける
広々とした並木道



さわやかな風を感じる

生き物が育まれる里山



自然を大切に思う心も育む

緑を自分の手で育てる

芝生の校庭



芝生で寝転ぶ

駅まで続く緑道



夏でも涼しく歩ける

収穫体験が出来る農園



採れたてを味わう

花と緑と海に
囲まれた公園



海を眺めて
のんびり過ごす

近所に出来た直売所



採れたての
野菜を買う



顔なじみのいる公園



パトロールの拠点でもある

緑いっぱい住宅街



庭先での話がふくらむ

朝市が開催される
都心部の公園



朝市の賑わいも楽しみ

市民が保全する里山



間伐作業を体験する

農作業を
教えてもらえる農園



家族で収穫を楽しむ

集合住宅の共有庭園



共同作業で会話を弾む

資料編

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証

市では、平成 25 年 5 月に、それまでの 4 か年の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組についての評価・検証を行い、これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] を検討するための基礎資料としました。ここでは、その内容から主な部分を抜粋して記載しています。なお、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4 か年（平成 21～24 年度）の事業・取組の評価・検証」の全文は、環境創造局のウェブサイトに掲載しています。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4 か年（平成 21～24 年度）の事業・取組の評価・検証について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成 21 年度からの 5 か年計画で、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を施策の柱として、市民への周知・PR を進めながら、さまざまな事業・取組を進めてきました。24 年度までの 4 か年の事業・取組について評価・検証を行いました。

樹林地を守る施策では、横浜みどり税を活用し、指定地での買取希望に対して確実に対応してきたことが、土地所有者の安心感につながり、緑地保全制度の指定推進が大幅に進みました。5 か年の指定目標の達成は困難ですが、樹林地の減少傾向は鈍化しており、緑の総量を維持するためにも、取組を継続する必要があります。

農地を守る施策では、水稻作付の支援により、すでに目標を大きく上回る水田の保全を進め、身近に田園風景を見られる環境の保全が図られました。市民が身近に農に親しめる取組では、収穫体験ができる農園の整備が概ね順調に進んでいますが、農園付公園の整備は進捗が遅れており、引き続き、多様な農体験のニーズに対応した事業展開が必要です。

緑をつくる施策では、地域ぐるみでの緑化について、計画づくりとあわせ、実際の緑化整備も進んだことで、成果が目に見えるようになりました。民有地緑化の一部で進捗が思わしくないものがありますが、保育園や小中学校の芝生化など身近な場所での緑化が進んでおり、今後、さらに緑を実感していただけるよう、重点的・効果的な取組が必要です。

事業費につきましては、計画で想定した通り、計画が進むにつれ事業量が拡大し、事業費およびみどり税充当額が増加しています。24・25 年度では、事業量の拡大に対し、前半で積み立てた基金のほとんどを活用することとしています。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）により、樹林地・農地の保全や緑化などの取組を大幅に拡充して推進することができました。これは、横浜みどり税を安定した財源として活用することによる大きな成果であり、今後は、これまでの取組の重点化を図りながら継続するとともに、成果を市民の実感につなげていくことが必要です。

1 評価・検証の考え方

平成 21 年度から 24 年度までの 4 か年の事業・取組の実績・内容について、以下の考え方により、中間段階での評価・検証を行いました。

(1) 評価の考え方

評価にあたっては、事業・取組の進捗状況について評価をした上で、それらを踏まえて、事業・取組を進めたことで得られた「成果に対する評価」を行いました。

ア 事業・取組の進捗状況の評価

(ア) 目標に対する進捗状況の評価

各事業・取組について、5 か年目標や計画事業費に対する 4 か年での進捗率や執行率などをお示しし、進捗状況の評価を行いました。

[4 か年の進捗状況の評価基準]	◎：80%以上	○：50%以上～80%未満	△：50%未満
------------------	---------	---------------	---------

(イ) 緑の量・質の両面からの評価

緑の総量の維持・向上に対する評価や、計画における「街の姿」「生活のイメージ」に対しての貢献について評価を行いました。

「大都市だけどふるさつがある横浜」

● 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ

安全で明るく美しい森・森が気軽に楽しめる場として利用・間伐材等の資源が積極的に利活用

● 身近に農がある豊かなくらし

田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保全・身近に農を楽しみに集まる市民でにぎわう

「街なかに緑あふれる横浜」

● 緑あふれる市街地

地域ぐるみの緑化・快適な緑あふれる街・公共施設の緑化・子どもたちが芝生を楽しむ機会が増える

● 市街地にあつて安らぎをもたらす樹林地、農地

気楽に農に関わる魅力的な農環境が提供・土や緑に触れる潤いのある生活が街中に実現

〔横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成 21 年 4 月）から抜粋〕

イ 成果に対する評価

事業・取組の進捗状況についての評価を踏まえ、4 か年の成果に対して評価を行いました。

[4 か年の成果の評価基準]	A：計画を上回る成果	B：概ね計画通りの成果	C：計画を下回る成果
----------------	------------	-------------	------------

(2) 課題と対応

事業・取組の 4 か年の実施状況から、以下の視点で課題と今後の対応について検証しました。

[分析の視点]	事業・制度の課題	事業実施方法の課題	継続の必要性	新たなニーズ
---------	----------	-----------	--------	--------

2 施策の柱ごとの評価・検証

樹林地を守る施策の評価・検証

- **施策の内容と主な達成目標** ※「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」(平成21年4月)から抜粋
 緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を生かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

主な達成目標

- ・緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大(現在の約830haから約2倍以上)し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を指定することを目指します。(※)
- ・また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

(※) 5か年で1,119haの指定を目指す。

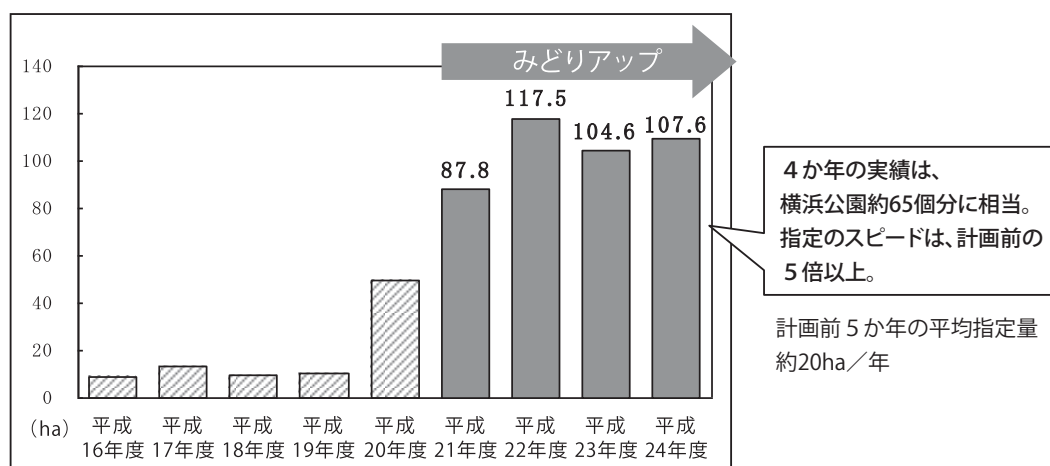
- **4か年の評価**

- 4か年の指定実績は、5か年目標の約40%で、1,119haという非常に高い目標設定に対し、目標の達成は困難となっている
- 計画策定前5年間に比べ、年平均で5倍以上のスピードで指定を進めた
- 特に、市街化区域では、すでに5か年目標を上回る指定が進み、市民に身近な場所での樹林地の保全を進めることができた
- 指定地での買取りについては、境界確定などの条件が整った買取希望の全件に対して、みどり税を活用して対応できたことで、約106haの樹林地を永続的に保全することができた
- 課税地目山林面積の推移を見ると、計画実施以降、樹林地の減少傾向が鈍化しており、緑の総量維持に一定の成果が見られた
- 市民の森等で保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、活動する市民団体の方々と共通の認識を得ながら、市民との協働による維持管理を進めた
- 森の管理に関する講座等を開催し、森づくりボランティアなどの育成を推進した
- 様々な団体や施設と連携して体験型事業や環境教育講座等を実施し、約1万7千人もの市民に参加していただいたことで、市民が森に親しめる機会を増やすとともに、樹林地の魅力や保全の意義について広く啓発することができた

【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	4か年の進捗状況	4か年の成果	5か年目標
緑地保全制度による新規指定等	417.5ha <延べ約 650 地区>	B	1,119ha
買取り対応	105.9ha <延べ約 80 地区>		計画面積：151ha
保全管理計画を策定した市民の森等	14 箇所	B	推進
森づくりリーダー等育成事業	森づくりボランティア 164 人 森づくりリーダー 39 人 はまレンジャー 20 人	B	250 人 25 人 25 人
森への関心を高める講座	3 拠点他で延べ 231 回 約 1 万 7 千人参加	B	3 拠点で実施

【参考】

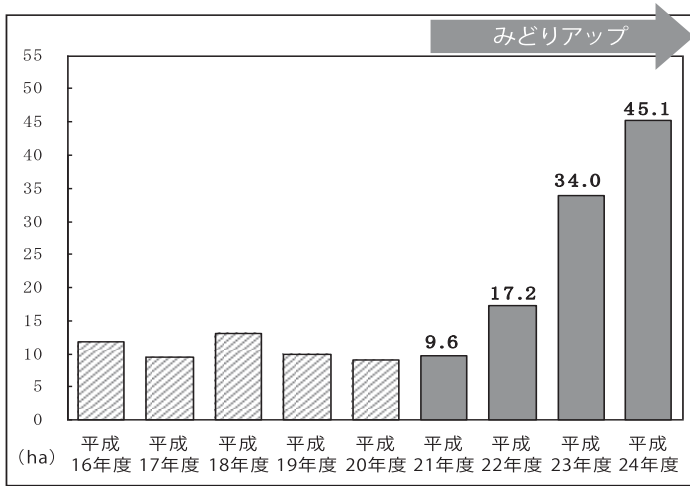


【図】 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移

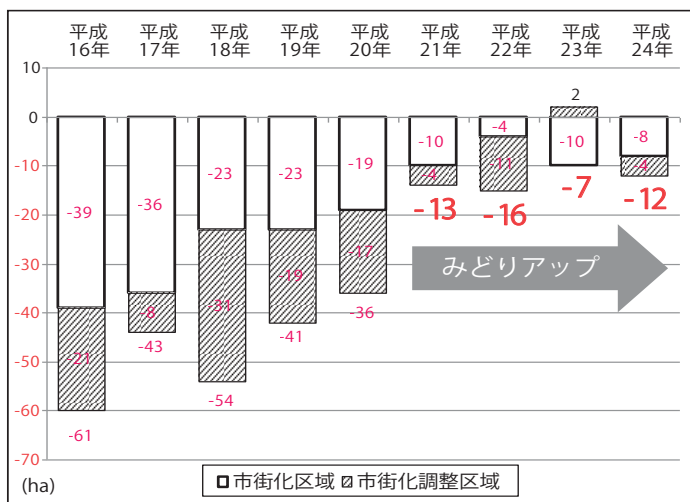
【表】 地域別の緑地保全制度の指定実績

	5か年目標	4か年実績
市街化区域	69ha	110ha
市街化調整区域	1,050ha	307ha
合計	1,119ha	418ha

※小数点以下は四捨五入



〔図〕 取得した樹林地面積の推移



〔図〕 山林減少面積の推移

(※固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値。端数調整のため合計値が整合しないことがあります)

●課題と対応

- ・ 保全対象の樹林地はまだ多くあり、指定を拡大する必要がある
- ・ 維持管理の助成上限額を 25 年度から引き上げて、所有者への支援を拡充し、これらを活用しながら、引き続き積極的な指定の働きかけが必要
- ・ 指定や買取りを進めたことで、樹林地の減少傾向は鈍化しており、緑の総量の維持に効果があることから、事業の継続は必要
- ・ 担保された樹林地の質を維持・向上し、生物多様性にも資するため、引き続き市民協働による保全管理計画の策定等と併せて、維持管理作業が継続的に行われることが必要
- ・ 市民の森や公園が身近にあることで緑を実感しているとの声があり、公園内の樹林地もさらに良好な維持管理ができるような取組が必要
- ・ 保全された樹林地の管理を、市民や事業者など、さらに多様な主体との協働による管理を進めるため、段階に応じた研修等によるボランティア育成を図るとともに、発展的な活動につなげる取組が必要
- ・ 森への市民の関心を高め、森づくり活動への自発的な参加の契機となるよう、引き続き、森づくり活動団体だけでなく、企業等も含むさまざまな団体と連携した事業を推進するとともに、ウェルカムセンターなどの拠点施設を活用し、さらに取り組むことが必要

農地を守る施策の評価・検証

- **施策の内容と主な達成目標** ※「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」(平成21年4月)から抜粋
相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。
そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。
また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取りや、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

主な達成目標

- ・ 農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、5か年で約50haの農地の保全を図ります。
- ・ また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

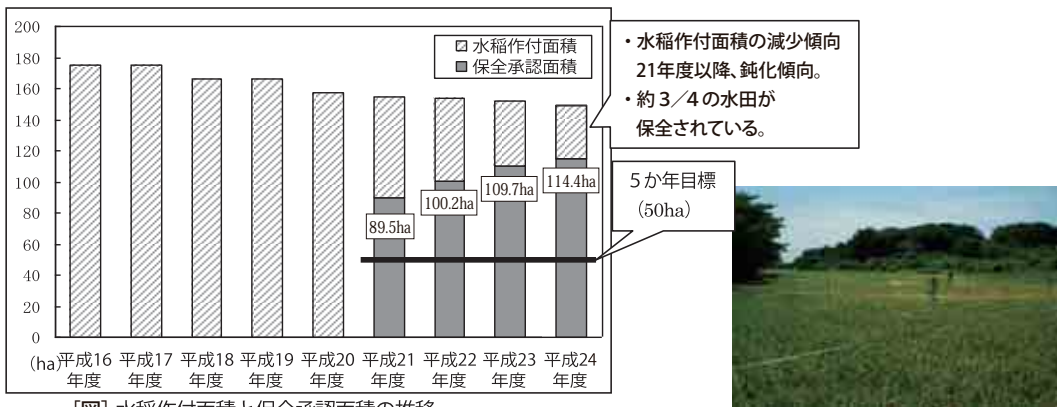
● 4か年の評価

- 収穫体験ができる農園の整備は、5か年目標に対して約7割の進捗と、概ね順調に進捗しており、市民が農を楽しむ場が確保された
- 水田の保全は、21年度から当初目標を大きく上回って進捗しており、畑などへの転用による水田の減少に対して、一定の抑制効果があったと考えられるとともに、多くの市民の身近な場所で水田の風景が保全されている
- 農地の維持継続の支援として、農薬飛散防止ネットの設置などは概ね順調に進捗し、都市の中での営農環境が向上した
- 農業後継者等への支援により経営改善が図られることで、市内産農産物の生産供給が進み、農地の維持継続に貢献した
- 農園付公園の整備は、候補地の選定と設計・整備を順次進め、第1号の農園付公園を開設したが、計画の進捗は遅れている
- 法改正の機会をとらえた制度の工夫により、貸借を中心とした農地流動化が大幅に進むとともに、市が荒廃した農地の復元を行うことで、農地を保全した

【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	4か年の進捗状況	4か年の成果	5か年目標
収穫体験農園の整備	15.7ha	B	23ha
水田保全承認面積	114.4ha	A	50ha
農薬飛散防止ネットの設置	19.3ha	B	32ha
農業後継者等への経営改善支援	209 件	A	100 件
農地の保全	32.6ha	B	約 50ha
生産緑地制度の活用	1.8ha	B	制度運用
農園付公園の整備	事業推進 5.2ha うち設計・整備 2.4ha	C	35 箇所 7.5ha
市民農園用地の取得	事業推進 5.2ha うち用地取得 1.8ha	C	8ha
新規の農地貸借	26.6ha	A	20ha

【参考】



【図】水稲作付面積と保全承認面積の推移

【写真】夏の水田 (瀬谷区)

●課題と対応

- ・ 緑に関する市民意識調査では、「農」への関心が高く、収穫体験農園・特区農園の開設支援や農園付公園の整備などにより、多様な農体験のニーズに対応することが必要
- ・ 水田保全契約奨励事業は、水田を守る手法として有効な取組であり、制度継続の必要性は高く、さらに水田の多面的な機能に着目した展開が必要
- ・ 農薬飛散防止ネットの設置などの取組は、周辺環境との調和を図りながら営農が継続できるよう支援するもので、住宅地等と近接した場所で農業を行う環境が多い本市の特性から、都市と農業の共存を図るための有効な施策であり、継続した取組が必要
- ・ 農業後継者の育成に対する支援は、意欲的な農業者の営農活動を支援するもので、地産地消や環境保全型農業の取組にも寄与しているため、継続した取組が必要
- ・ 農地流動化について、市が借り受けた農地の活用や、新たな借り手への円滑な貸し付けの誘導が必要
- ・ 計画が目指している「身近に農がある豊かな暮らし」の実現に向けて、田園風景や谷戸景観の保全につながる農地の保全や、身近に農に親しめる地産地消の取組の重点化が必要

緑をつくる施策の評価・検証

- **施策の内容と主な達成目標** 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成 21 年 4 月から抜粋
市街化区域の緑は、特に、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。
そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を生かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

主な達成目標

- ・市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（5 か年で生垣設置約 1km、公共施設緑化約 10ha など）します。

● 4 か年の評価

- 地域と協働した取組を積極的に進めたことで、多くの地区で具体的な計画づくりや緑化活動が進み、その地区ならではの緑のまちづくりや、緑をテーマとした地域コミュニティ活動が盛んになった
- 地域ぐるみで策定した計画に基づき、都心区での緑化用地の取得など、緑を創出する新たな取組を進めた
- 民有地緑化では、民間保育園・幼稚園の芝生化で 44 園、屋上緑化で 52 件の助成を行うなど、実績をあげているが、生垣緑化などで助成件数が低調となっている
- 公立保育園の園庭や小中学校の校庭の芝生化など、さまざまな公共施設の緑化に取り組み、市民に身近な施設での緑化が進んだ

【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	4 か年の進捗状況	4 か年の成果	5 か年目標
地域ぐるみで緑化計画策定に取り組んでいる地区	15 地区	B	30 地区
計画に基づく緑化の実施	11 地区		18 地区
民間保育園・幼稚園の園庭芝生化	44 園	C	100 園
生垣の設置	58m		1km
公共施設の緑化 うち 公立保育園の園庭芝生化 公立小中学校の校庭芝生化	8.4ha 延べ 40 園 延べ 39 校	A	10ha

【参考】



【写真】 民間保育園の園庭芝生化
(磯子区)



【写真】 公共施設の緑化
(戸塚区 / 戸塚区総合庁舎)



【写真】 企業敷地内の花壇づくりの様子
(鶴見区 / 末広地区)



【写真】 地域緑化計画に基づく緑化の事例
(旭区 / 白根台第九地区)

●課題と対応

- ・地域ぐるみの緑化では、区役所や他事業等と連携し、さらに多くの市民に身近な緑のまちづくりに取り組んでいただくため、柔軟な施策展開や、これまでの取組の成果を広報していくことが必要
- ・民有地での緑化推進については、より制度が活用され、効果的な緑化が進むよう、助成制度の統廃合などを検討することが必要。また、特に多くの市民の目に触れる民有地での緑化には、さらに維持管理の負担感の軽減等につながるような施策展開も必要
- ・取組の成果を市民の方々により実感していただくとともに、横浜を訪れる観光客を美しい街で迎えるため、街の魅力・賑わいづくりに資する緑花に取り組むことが必要
- ・特に緑が少ない地域では、民有地緑化の支援に加え、公共事業により先導的かつ重点的な緑化に取り組むことが必要
- ・区庁舎等、視認性が高い公共施設や緑化場所などを選定し、先導的・集中的に事業を進めることが必要
- ・緑に関する市民意識調査から、街路樹などの緑の維持管理を求める声が多いため、よりきめ細やかで重点的な対応が必要

3 事業費・横浜みどり税の執行状況

(1) 事業費の推移

(単位：百万円)

		樹林地を守る施策		農地を守る施策		緑をつくる施策		【合計】	
		事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税
執行状況	平成 21 年度決算額	4,810	(372)	123	(72)	472	(196)	5,405	(639)
	平成 22 年度決算額	6,413	(883)	619	(136)	497	(209)	7,529	(1,227)
	平成 23 年度決算額	7,972	(1,498)	563	(190)	595	(254)	9,130	(1,942)
	平成 24 年度決算見込額	11,580	(2,101)	1,433	(332)	1,036	(555)	14,049	(2,988)
	平成 25 年度予算額	12,738	(1,715)	2,241	(396)	1,127	(680)	16,106	(2,791)
	5 か年累積見込額 [a]	43,514	(6,568)	4,978	(1,126)	3,727	(1,894)	52,220	(9,589)
5 か年計画額 [b] ※	47,388	(7,273)	5,366	(1,148)	5,457	(2,101)	58,211	(10,522)	

5 か年計画額に対する執行率

	樹林地を守る施策		農地を守る施策		緑をつくる施策		【合計】	
	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税
5 か年計画額に対する執行率 (見込) [a/b × 100]	92%	(90%)	93%	(98%)	68%	(90%)	90%	(91%)

平成 24 年度決算見込額は、平成 25 年 4 月 30 日時点の見込数値

※ 「5 か年計画額 [b]」は、当初の計画額から横浜みどり税の欠損法人課税免除の延長(23 年度から 25 年度の 3 か年度分)による減収額を差し引いた額(現行計画額)です。

【参考】

横浜みどり税は、税の制度上、課税の年度と納付していただく年度にずれがあり、一部のみどり税が 26 年度以降の収入になります。このため、みどり税は、5 か年計画額 [b] の合計(約 105 億円)と、実際に収入する見込額 [c] (約 99 億円)とで差額(約 6 億円)が生じます。実際に収入する見込額 [c] に対する執行見込率は次表のとおりです。

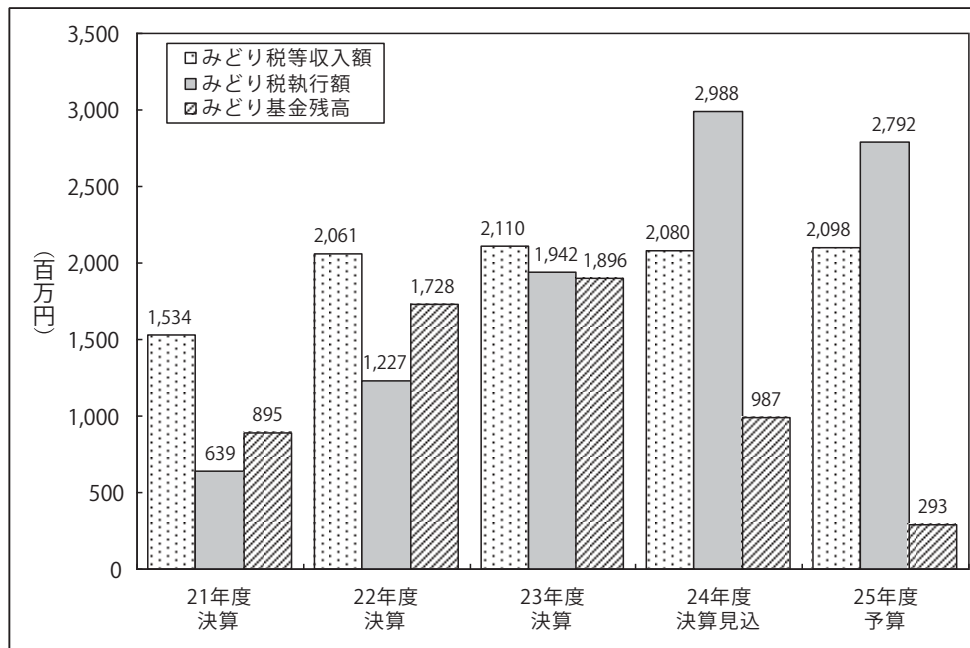
(単位：百万円)

5 か年累積みどり税等執行見込額 [a]	9,589
5 か年累積みどり税等収入見込額 [c]	9,883
5 か年累積みどり税等収入見込額に対する執行見込率 [a/c × 100]	97%

(2) 横浜みどり税の執行状況

横浜みどり税の収入額・執行額・基金残高の推移

- ・平成 21 年度、平成 22 年度の決算：横浜みどり税収入よりも執行額が少ない
- ・平成 23 年度決算：横浜みどり税収入と執行額がほぼ同額
- ・平成 23 年度決算：基金残高：約 19 億円
- ・平成 24 年度が終了した時点での基金残高見込額：約 10 億円
- ・平成 25 年度が終了した時点での基金残高見込額：約 3 億円



平成 24 年度決算見込額は、平成 25 年 4 月 30 日時点の見込数値

4 横浜みどり税による成果

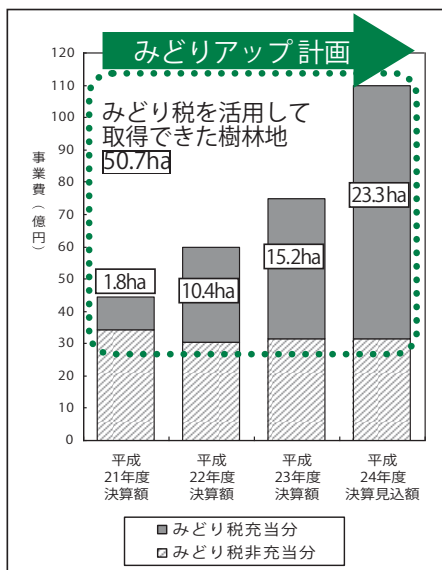
(1) 樹林地を守る施策

【主な事業による成果】

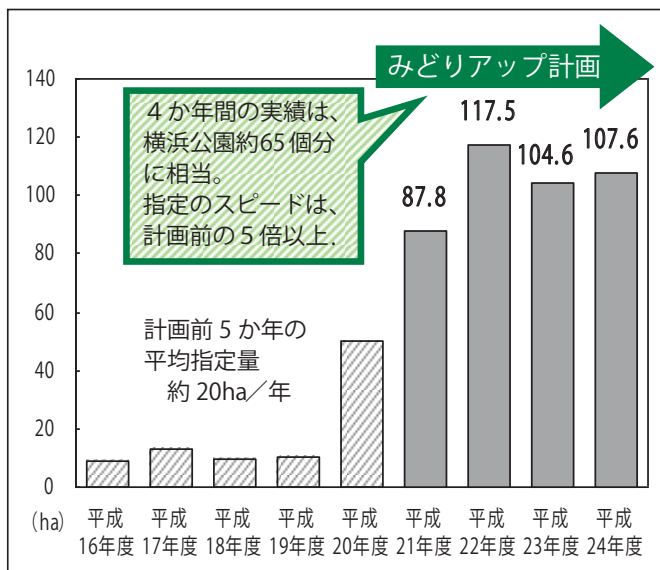
指定・買取りによる樹林地の保全

4 か年事業費：289 億円	みどり税非充当事業	127 億円
	みどり税充当事業	162 億円
	[内みどり税]	37 億円

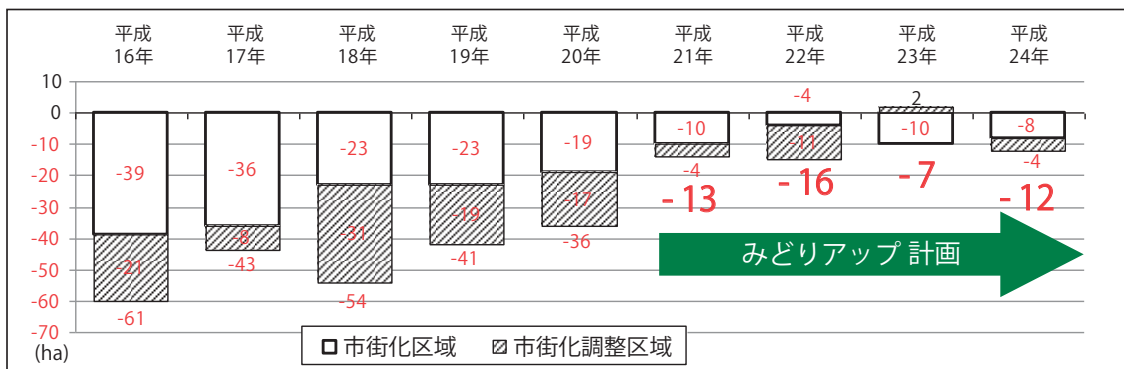
- みどり税を活用することで、指定地での買取り希望に対して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができた
- 不測の事態による買取り希望などに対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進んだ
- 指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化した



【図】 樹林地取得の事業費の推移



【図】 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移



【図】 山林減少面積の推移

(※固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値。端数調整のため合計値が整合しないことがあります)

【みどり税により新たに取組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

市民の森等の管理	みどり税充当額	8億6,900万円
多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等の間伐や下草刈りなどの管理を実施した市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の整備などの管理を実施した	市民の森等の管理：572.4ha 危険斜面の整備：22か所	
民有樹林地の維持管理の助成	みどり税充当額	9,300万円
樹林地所有者が保有し続ける課題の一つである、維持管理の負担軽減のため、緑地保全制度に指定している民有樹林地の維持管理の助成を進めた	維持管理の助成：267件	
市民協働による緑地の維持管理	みどり税充当額	4,900万円
多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等で、樹林地の将来像や維持管理の考え方を定める「保全管理計画」を市民協働で策定した	保全管理計画の策定：14か所	
森づくりリーダー等の育成	みどり税充当額	1,000万円
森の維持管理を市民との協働により進めるため、「森づくりリーダー」など、森に関わる人材育成を進めた	森づくりボランティア：164人 森づくりリーダー：39人 はまレンジャー：20人	
樹林地管理団体の活動助成	みどり税充当額	2,100万円
森づくり活動を行っている団体に対して、積極的な森づくり活動を支援するための助成や、道具の貸出などの支援を行った	愛護団体・森づくりボランティアの支援：224団体	
森の楽しみづくり事業	みどり税充当額	1億1,600万円
樹林地の魅力や保全の意義を啓発・PRするため、楽しみながら保全活動に関心を持つきっかけとなるような、さまざまな体験型講座を実施した	森林教室の開催：231回 (約1万7千名参加)ほか	
みどりの夢かなえます事業	みどり税充当額	1,700万円
市民団体から、樹林地の保全と利活用の提案を募集し、優れた提案の実施を支援することで、市民協働による樹林地の保全を推進した	提案に対する実施支援：14件	
間伐材のチップ化支援	みどり税充当額	2,400万円
樹林地の維持管理で生じた間伐材の活用を図るため、森づくり団体に対して、間伐材のチップ化作業の支援を行った	間伐材のチップ化作業支援：131回	

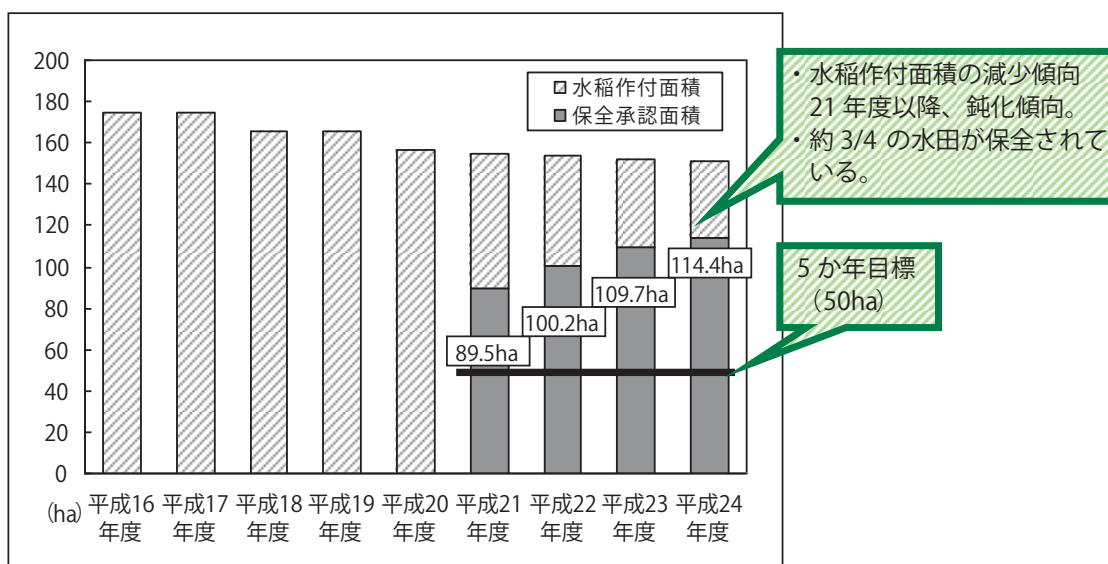
※みどり税充当額は4か年の合計・百万円未満は四捨五入

(2) 農地を守る施策

【主な事業による成果】

水田の保全（4か年事業費：1億2,400万円【うちみどり税：1億2,400万円】）

- 水田は、優れた田園景観を構成するだけでなく、洪水防止や気象緩和などの重要な役割を担っている
- 農地としての収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少している
- 一定期間、水田として継続することを条件に、みどり税を活用した支援を行うことで、約114ha・市域の水田の約4分の3を保全することができた



【図】 水稲作付面積と保全承認面積の推移



【写真】 身近な水田の風景（港北区）



【写真】 秋の風景（戸塚区）

【みどり税により新たに取組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取組み、成果を上げることができた。

農園付公園の整備	みどり税充当額	2億 400万円
農地や里山景観を保全し、市民の農体験の機会を増やす農園付公園について、用地取得や設計・施設整備を進めた	事業推進中：5.2ha 設計：5か所 整備：1か所	
収穫体験農園の開設支援	みどり税充当額	1億 2,100万円
身近なところで地産地消を実感できるよう、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる果樹園や農園の整備に対し支援を行った	収穫体験農園の整備に対する助成： 15.7ha	
食と農との連携事業	みどり税充当額	800万円
農家と市民・企業、様々な人や団体が連携した新たな地産地消の取組として、「食と農の祭典」をはじめとする様々な取組を展開した	様々な団体・企業等が連携した、新たな地産地消の取組：13件	
農地への不法投棄対策	みどり税充当額	5,800万円
不法投棄が多発している農業専用地区などに、監視警報装置の設置や夜間監視パトロールを行うとともに、地域団体の清掃活動等を支援した	監視警報装置の設置：13地区 夜間パトロール：120地区 清掃活動等の支援：72地区	
周辺環境に配慮した施設整備の支援	みどり税充当額	1億 6,400万円
住宅に近接した農地等で、農業に伴って生じる臭気、農薬飛散など、周辺住民とのトラブルを避けるために必要な機械等の導入を支援した	農薬飛散防止ネット：19.3ha 牧草による環境対策等：50地区 ほか	
農地の長期貸付への誘導	みどり税充当額	3,100万円
農地の貸し手に奨励金を交付することで、農地貸借の期間を長期化し、借り手農家が長期的な経営計画の下、安定した経営ができるよう誘導した	6年以上の長期貸付を開始した農地： 49.1ha	
農地の流動化の促進	みどり税充当額	2,100万円
優良な農地を規模拡大農家や新規参入者に利用集積するため、農地所有者から市が農地を借り入れ、貸付先を探すなど農地の流動化を促進した	新規の農地貸借：26.6ha	

※みどり税充当額は 4 か年の合計・百万円未満は四捨五入

(3) 緑をつくる施策

【主な事業による成果】

地域ぐるみでの緑のまちづくり

(4 か年事業費：6 億 4,600 万円 [うちみどり税：4 億 9,300 万円])

- 地域の皆さまと横浜市が協力し、地域ぐるみで緑化計画を策定するとともに、策定された計画に基づき、地域にふさわしい緑化を推進した
- 15 地区において、地域にふさわしい緑化計画を策定した
- 11 地区において、計画に基づき民有地と公共施設の緑化を進め、その中で、緑が不足している都心区では、緑化用地の取得など新たな取組を進めた



【写真】 地域で取り組む緑化作業の様子
(旭区 / 上白根国際地区)



【写真】 地域の玄関口を彩る花壇の整備
(旭区 / 上白根国際地区)

【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

保育園・幼稚園の園庭芝生化	みどり税充当額	1,900 万円
民間の保育園・幼稚園の園庭の芝生化に対して支援し、子どもが親しむことのできる緑を増やすことができた	園庭の芝生化：44 施設	
名木古木の維持管理に対する助成	みどり税充当額	1,000 万円
樹齢が概ね 100 年を超える樹木や、故事・来歴のある樹木を名木古木として指定・保存するとともに、指定した樹木のせん定等の管理に助成金を交付し、樹木所有者の負担を軽減した	新規の指定：165 本 維持管理の助成：147 本	
街路樹の適正な維持管理	みどり税充当額	6 億 6,600 万円
街路樹を良好に生育させ、美しく豊かな緑を提供するとともに、安全で円滑な通行を確保するため、せん定頻度を引き上げ、適正な維持管理を行った	街路樹の剪定：延べ 50,426 本 (街路樹：約 13 万本)	

※みどり税充当額は 4 か年の合計・百万円未満は四捨五入

5 各事業・取組の評価・検証

4か年の成果の評価基準
 A：計画を上回る成果
 B：概ね計画通りの成果
 C：計画を下回る成果

4か年の成果の評価一覧

● 樹林地を守る施策

事業・取組	4か年の成果	事業・取組	4か年の成果
1 緑地保全制度等の拡充	B	8 みどりの夢かなえます事業	A
2 篤志の奨励制度	B	9 間伐材資源循環事業	B
3 緑地再生等管理事業	B	10 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	B
4 市民協働による緑地維持管理事業	B	11 ウェルカムセンター整備事業	B
5 森づくりリーダー等育成事業	B	12 特別緑地保全地区指定等拡充事業	B
6 樹林地管理団体活動助成事業	B	13 よこはま協働の森基金制度の見直し	B
7 森の楽しみづくり事業	B	14 国への制度要望	B

● 農地を守る施策

事業・取組	4か年の成果	事業・取組	4か年の成果
15 生産緑地制度の活用	B	25 かんがい施設整備事業	B
16 農園付公園整備事業	C	26 不法投棄対策事業	A
17 特定農業用施設保全事業	B	27 環境配慮型施設整備事業	B
18 共同直売所の設置支援事業	B	28 機械作業受託組織育成事業	B
19 収穫体験農園の開設支援事業	B	29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	A
20 食と農との連携事業	B	30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	A
21 施設の省エネルギー化推進事業	A	31 農地貸付促進事業	B
22 生産用機械のリース方式による導入事業	B	32 市民農園用地取得事業	C
23 団体的農地の維持管理奨励事業	A	33 農地流動化促進事業	A
24 水田保全契約奨励事業	A	34 国への制度要望	B

● 緑をつくる施策

事業・取組	4か年の成果	事業・取組	4か年の成果
35 地域緑のまちづくり事業	B	39 いきいき街路樹事業	B
36 民有地緑化助成事業	C	40 民有地緑化の誘導等	B
37 公共施設緑化事業	A	41 建築物緑化保全契約の締結	B
38 公共施設緑化管理事業	C	42 みどりアップ広報事業	B

2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）

概要

これからの緑の取組〔平成 26－30 年度〕を検討するにあたり、平成 24 年 7～8 月に横浜市民、市内に樹林地や農地を所有する方を対象とした意識調査を実施しました。

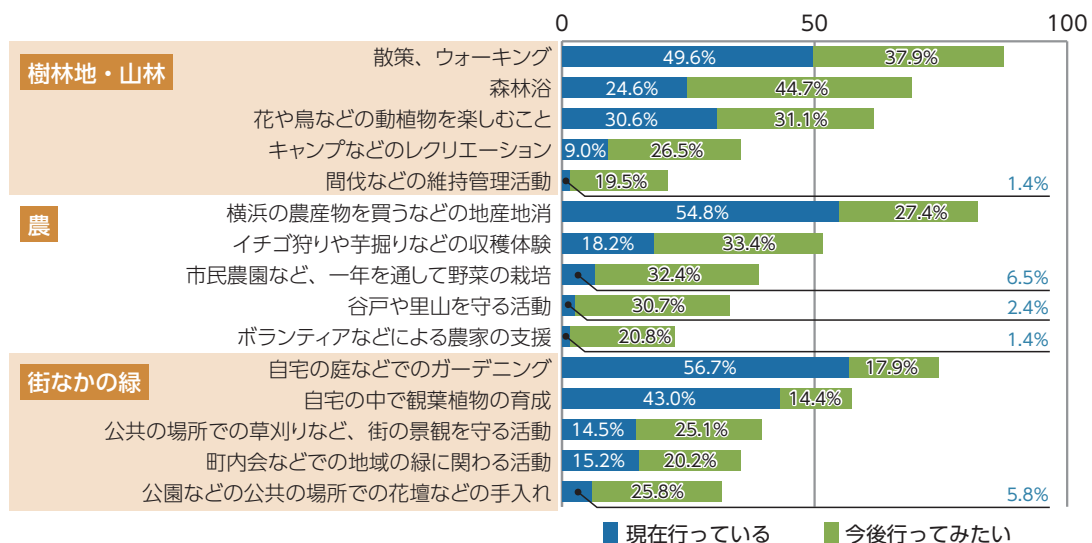
調査の対象
市民：3,000 人（住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為に抽出した満 20 歳以上の市民）
樹林地所有者：5,332 人（一筆 500㎡以上の樹林地所有全員）
農地所有者：3,000 人（1,000㎡以上の農地所有者から無作為抽出）
実施期間 平成 24 年 7 月 6 日（金）～平成 24 年 8 月 3 日（金）
回収数 （回収率）
市民：1,173 票（39.1%）
樹林地所有者：1,778 票（33.3%）
農地所有者：1,228 票（40.9%）

■ 市民意識調査の結果

(1) 緑との関わりや活動について～緑との関わりに対するニーズが高い

調査の結果から、レクリエーションや地域活動として、緑と何らかの形で関わっている、又は関わりたいと考える市民が多くいることが分かりました。また、「谷戸や里山を守る活動」、「公園などでの花壇などの手入れ」など、公共的な空間で、より積極的に緑と関わる活動に意欲を示す方が、それぞれ 2 割程度存在しています。市民が緑と関わる機会を増やし、市民の力を緑の保全に生かしていくことが重要であると言えます。

● 緑との関わりや活動について、市民が「現在行っていること」「今後行ってみたいこと」

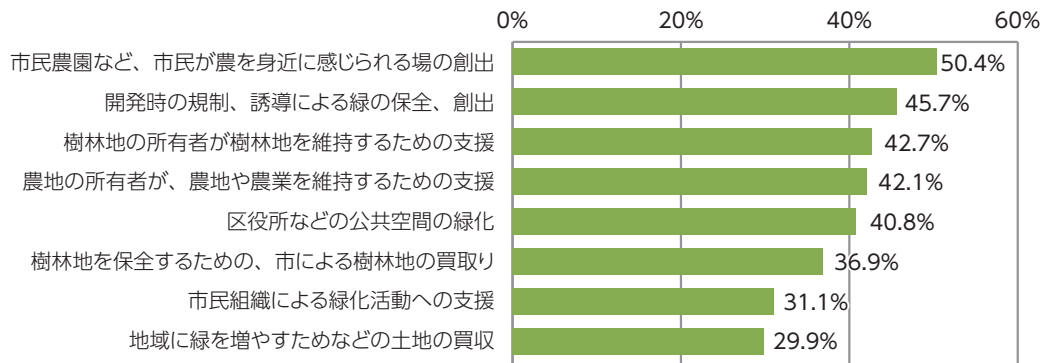


(2) 緑に関して行政に求めること

市は緑に関する取組として何をすべきかについて、「市民農園など、市民が農を身近に感じられる場の創出」と答えた方が約5割おり、「農」に関する関心の高さが伺えます。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したことについては、「市民の森や公園が整備されているのを実感している」という声がある一方、「街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないのを実感している」など、保全・創出された緑の維持管理を求める声も多くありました。

●市は緑に関する取組として、何をすべきか



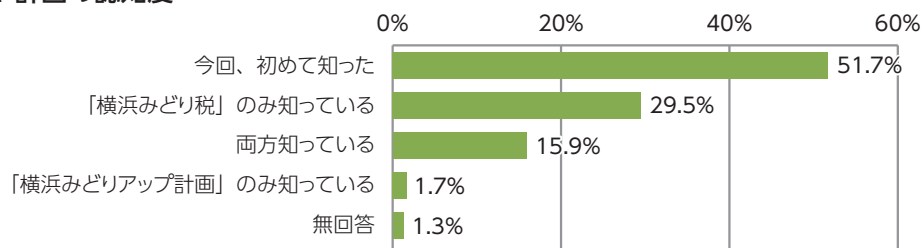
横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したこと（自由意見）

- ・市民の森や公園の整備がされているのを実感している。
- ・学校の野外活動などで、子どもたちが緑にふれあう機会があり、大変いいことだと実感している。
- ・街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないのを実感している。
- ・成果を実感できていないので、事業を進めてほしい。
- ・みどり税がどのように使われているかがわからず、実感もない。市民に向けての広報が少ない。

(3) 横浜みどりアップ計画の広報について

「横浜みどりアップ計画」「横浜みどり税」については、「今回、初めて知った」という方が約5割いることが明らかになりました。望ましい広報手段については、約7割の方が「広報よこはま」を選択しています。積極的かつ効果的な広報により、市民の認知を広げることが必要だといえます。

●税や計画の認知度

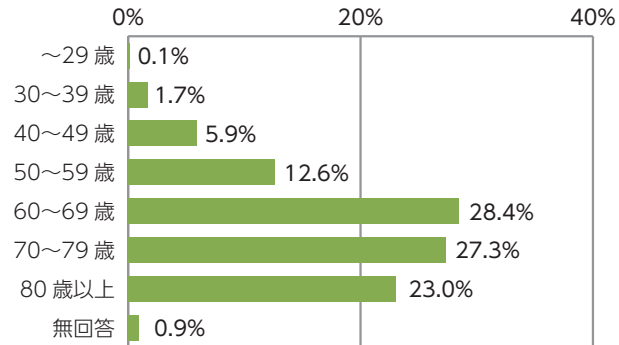


■ 樹林地所有者意識調査の結果

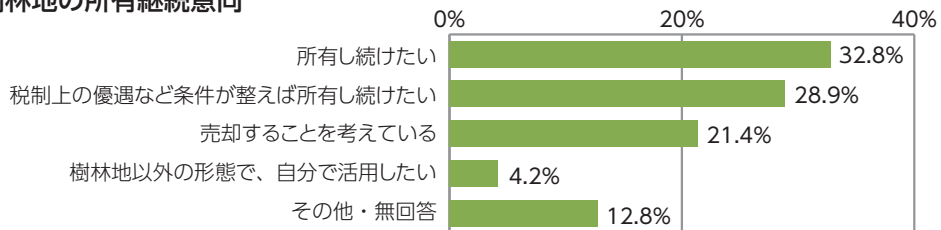
(1) 樹林地の所有について

樹林地の所有について、今後も所有し続けたい、又は税制上の優遇など条件が合えば所有し続けたいとする方が約6割でした。固定資産税等の減免は指定のメリットと認識されており、緑地保全制度による指定を継続して進めていくことが求められます。

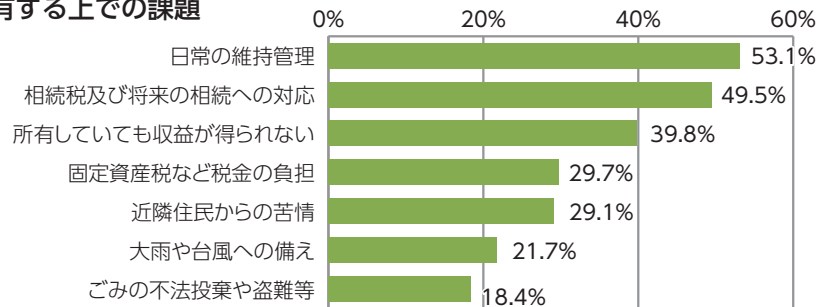
● 所有者の年齢構造



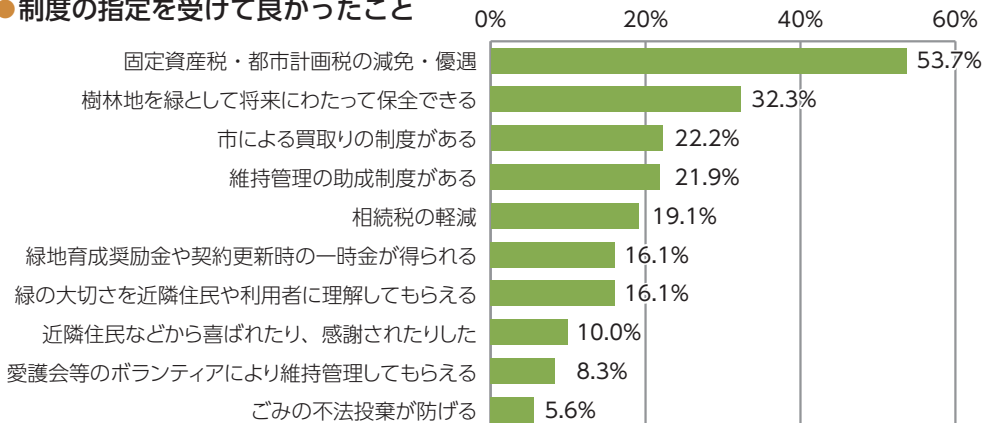
● 樹林地の所有継続意向



● 樹林地を所有する上での課題



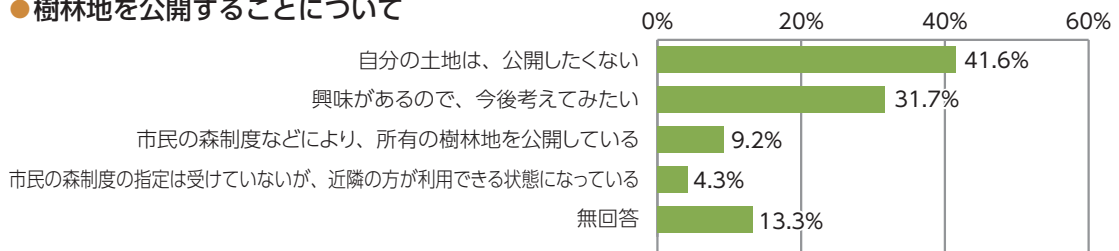
● 制度の指定を受けて良かったこと



(2) 市民との関わり

市民の森として所有する樹林地を公開することについて、公開したくないとする方が約4割いる一方、約3割の方が前向きな回答をしています。このような結果から、散策や自然観察、維持管理など、市民が利用したり、関わったりできる森を増やせる可能性があります。

● 樹林地を公開することについて



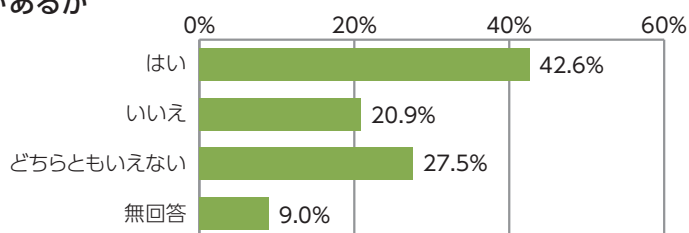
■ 農地所有者意識調査の結果

(1) 今後の営農について

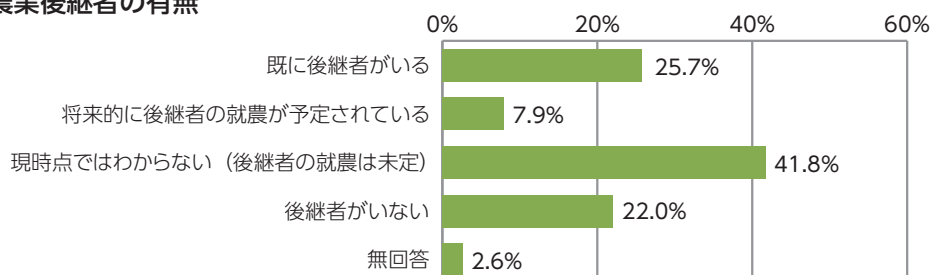
農業を続ける意向のある方は、土地所有者の約4割でした。農業後継者については、約4割の方が「現地点ではわからない」を選択しています。

農業を継続する上での課題としては、約5割の方が「相続税の支払いに不安がある。又は負担が大きい」を挙げています。意欲ある農家の支援の継続や、新たな担い手の育成・支援が必要であると言えます。

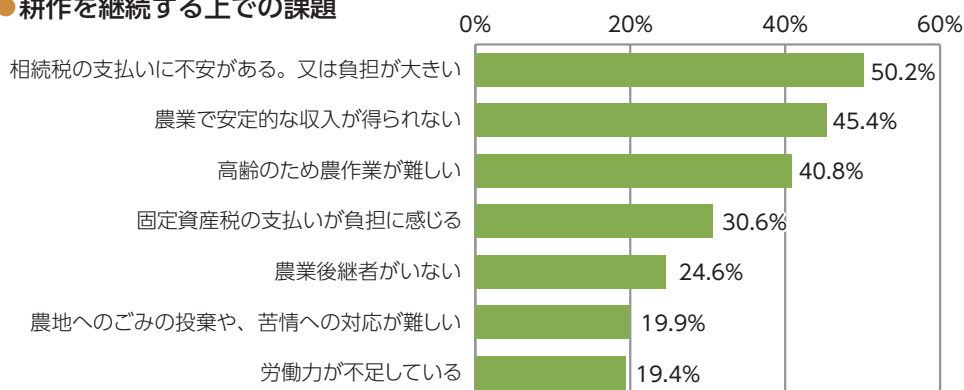
● 農業を継続する意向があるか



● 農業後継者の有無



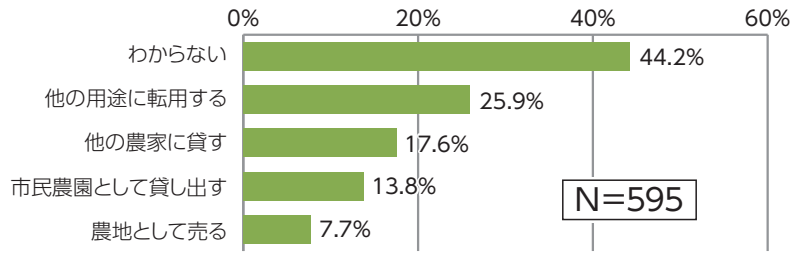
● 耕作を継続する上での課題



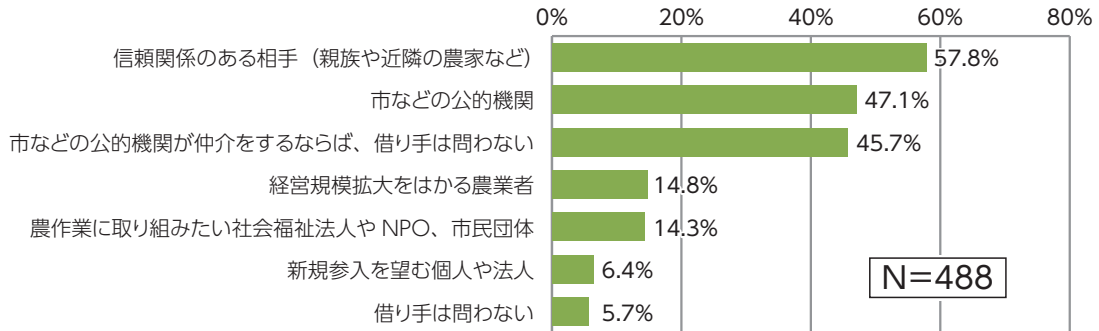
(2) 農地の貸し借りについて

農業を継続する意向について、「意向がない」「どちらともいえない」を選択した方に、耕しきれない農地をどうするか聞いたところ、約3割の方は「他の用途に転用する」と回答しています。また、農地を貸しても良い相手を聞いたところ、約5割の方が「市などの公共機関」と回答しています。転用を防ぐ方策や積極的な農地貸借の促進が必要だと言えます。

● 耕しきれない農地をどうするか 〈農業を継続する意向があるか「どちらともいえない・いいえ」を選択した人が回答〉



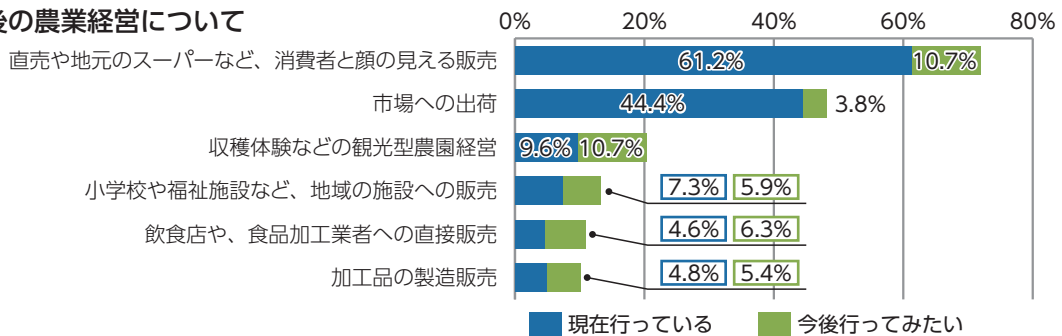
● 農地を貸しても良い相手 〈農地を貸しても良いと回答した人が回答〉



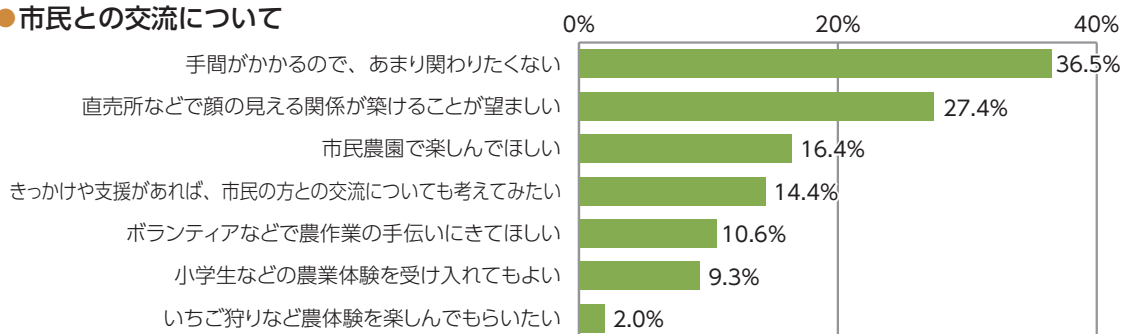
(3) 農業経営や、市民との交流について

農業経営については、直売やスーパーなど消費者と顔の見える販売を「現在行っている」、
「今後行ってみたい」とした方が7割を超えており、都市農業の特徴が表れていると言えます。
市民との交流については、「手間がかかるのであまり関わりたくない」と回答した方が3～
4割いる一方、「直売所などで顔の見える関係が築けることが望ましい」と答えた方も多くいま
した。市民との交流や、市民が「農」に親しむ場を提供することに積極的な農家の支援をして
いくことが効果的であると言えます。

● 今後の農業経営について



● 市民との交流について



3 これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)に対する市民意見募集の結果(概要)

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] の策定に向けて、平成 25 年 3 月に、平成 26 年度以降に重点的に取り組む緑の施策を「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] (素案)」としてまとめ、この素案に対して市民意見募集を行いました。

実施概要

■意見募集期間 平成 25 年 4 月 5 日 (金) から平成 25 年 5 月 7 日 (火) まで

■実施方法

(1) アンケート調査

〈対象〉

①個人 5,000 人 (住民基本台帳の満 20 歳以上の市民から無作為抽出)

②法人 5,000 社 (法人市民税課税台帳から無作為抽出)

(2) 公募型自由記述

素案の概要パンフレットに添付のハガキ、電子メール、ファクスにて意見募集

■回収数

(1) アンケート調査

①個人 1,545 人 (回収率 30.9%)

②法人 1,296 社 (回収率 25.9%)

(2) 公募型自由記述

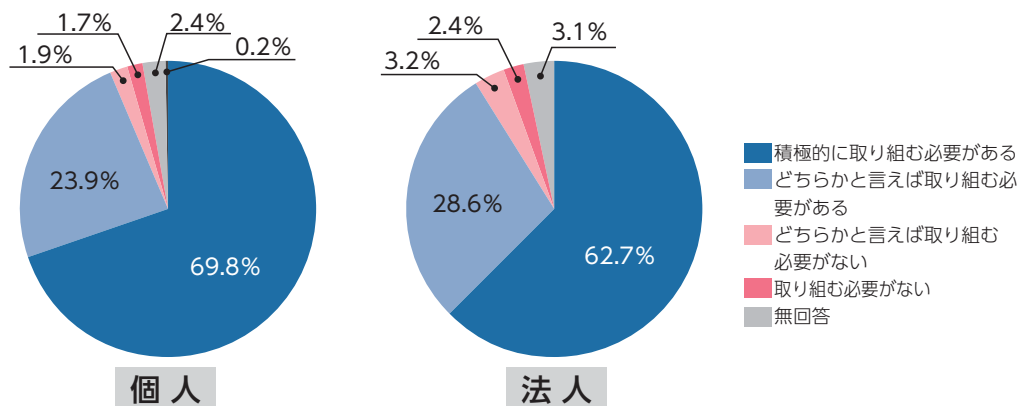
274 通 (意見総数 : 589 件)

■アンケート調査の結果 (端数調整により合計値が 100%にならない場合があります)

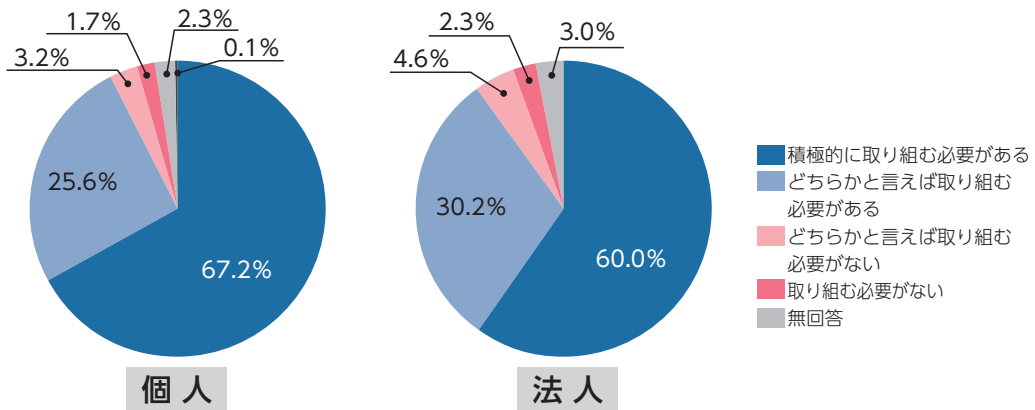
(1) 取組の目標について

素案で掲げた 3 つの目標については、個人・法人とも、8～9 割以上の方に「積極的に取り組む必要がある」又は「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

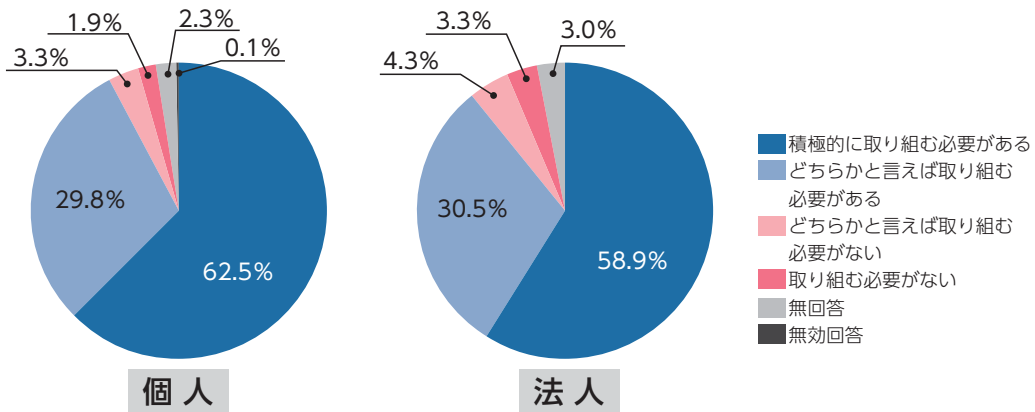
- 問 1. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。



- 問 2. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、地域の特性に応じた緑の保全や創出、維持管理の充実により、緑の「質」を高めようとしています。このことについてどう思いますか。



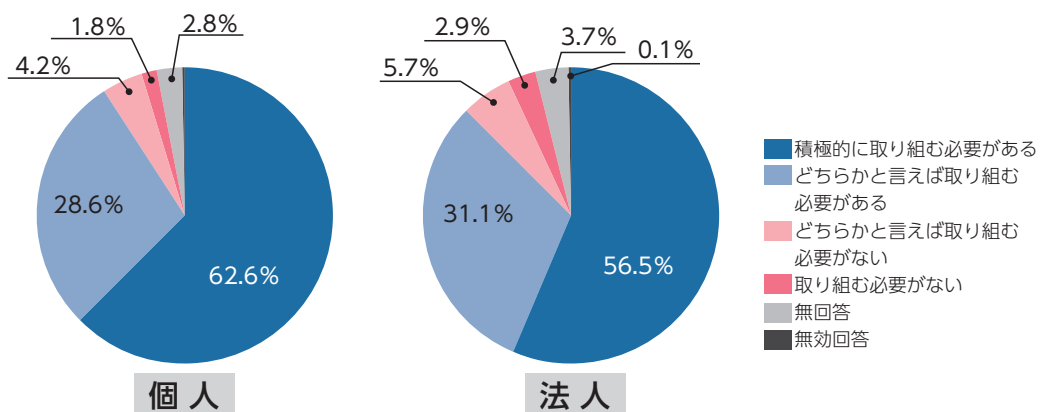
- 問 3. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、市民と緑の関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



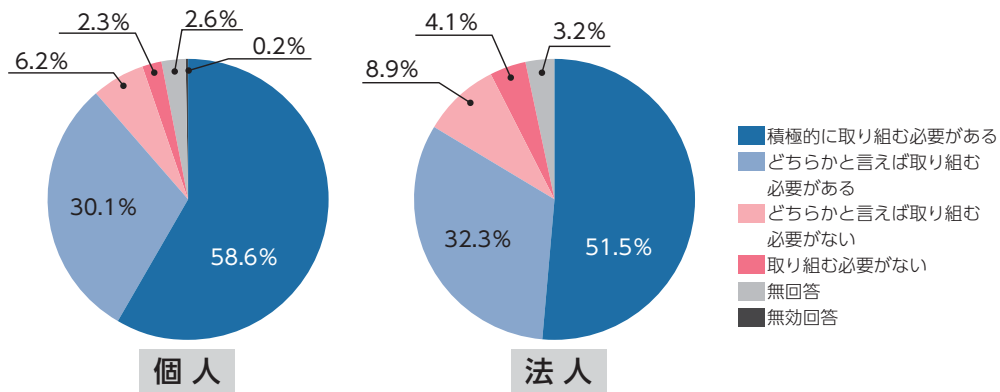
(2) 具体的な取組内容について

取組の柱 1～3 の各取組についても、個人・法人とも、8 割～9 割以上の方に「積極的に取り組む必要がある」又は「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

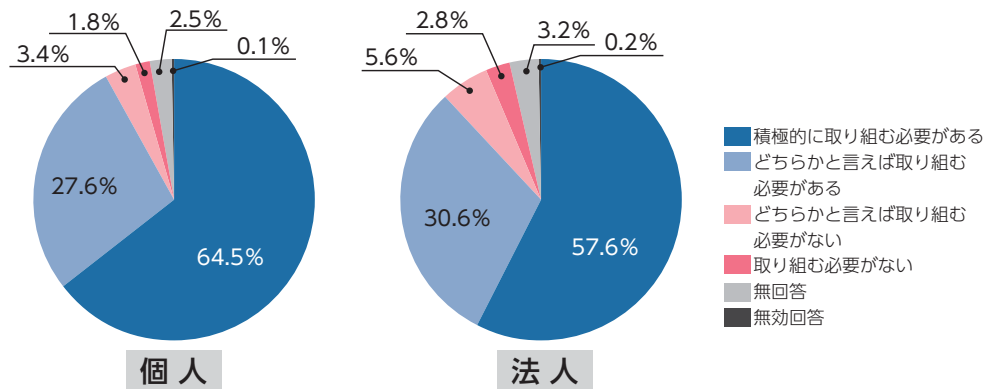
- 問 4. 取組の柱 1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、緑地保全制度による樹林地の指定拡大や市による買取り、生物多様性・安全性に配慮した森づくり、森を育む人材育成、市民が森に関わるきっかけづくりに取り組みます。このことについてどう思いますか。



- 問 5. 取組の柱 2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、水田など良好な農景観の保全、市民が農とふれあう場づくり、身近に感じる地産地消の推進や市民や企業と連携した地産地消の展開に取り組みます。このことについてどう思いますか。



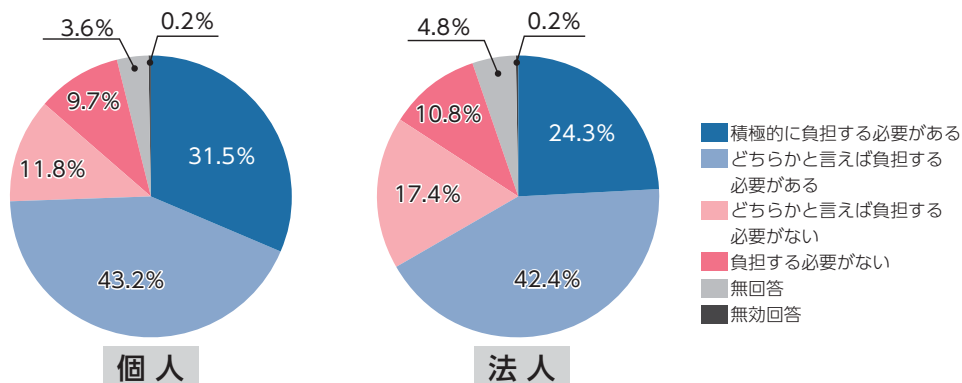
- 問 6. 取組の柱 3「市民が実感できる緑をつくる」では、民有地での緑の創出や、公共施設・公有地での緑の創出、市民協働による緑のまちづくり、子どもを育む空間での緑の創出や、緑や花による魅力・賑わいの創出に取り組みます。このことについてどう思いますか。



(3) 取組に必要な財源について

取組に必要な財源についての質問では、個人 7 割以上、法人 6 割以上の方が、「積極的に負担する必要がある」又は「どちらかと言えば負担する必要がある」と回答されています。

- 問 7. 平成 21～25 年度の取組である「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を推進するため、財源の一部として、平成 25 年度まで横浜みどり税を市民の皆様（個人・法人）にご負担いただいています。「これからの緑の取組 [平成 26～30 年度]」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を横浜みどり税のように、市民が負担することについてどう思いますか。



■ 公募型自由記述方式の結果

(1) 寄せられたご意見の分類

寄せられたご意見のうち、8割弱が、素案の内容についてのご意見であり、2割弱が、これまでの成果や、緑の取組を進めるための財源についてのご意見でした。

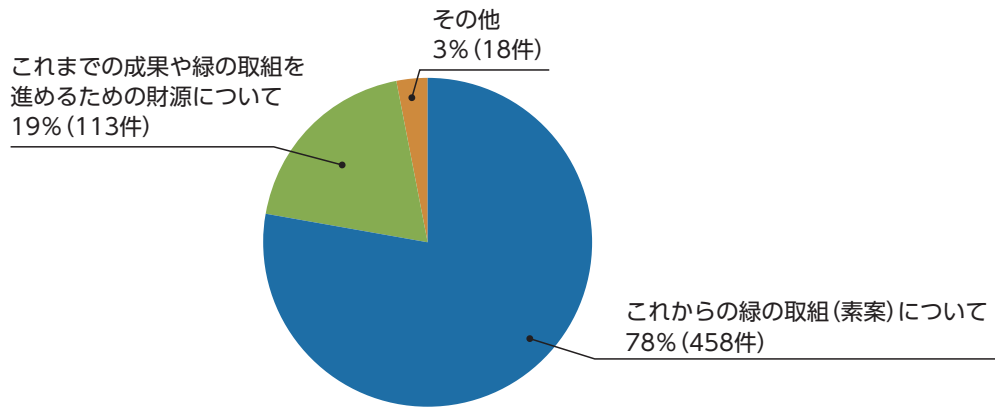


図. 寄せられたご意見の内訳

(2) これからの緑の取組 (素案) について

素案の内容についてのご意見では、素案全体に関するもののほか、それぞれの取組について、幅広いご意見が寄せられました。

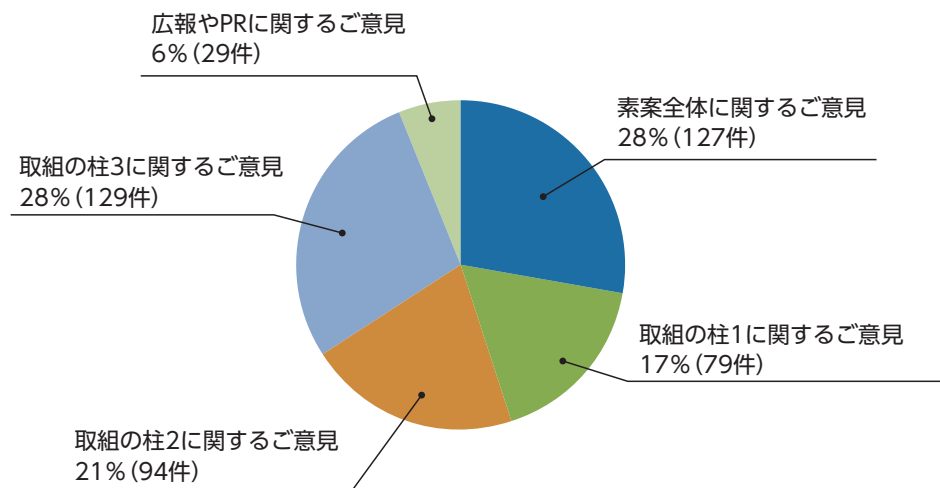


図. 素案について寄せられたご意見の内訳

(2) これまでの成果や緑の取組を進めるための財源について

これまでの成果や緑の取組を進めるための財源についてのご意見では、これまでの成果に関するご意見が1割弱で、財源についてのご意見が多くを占めました。

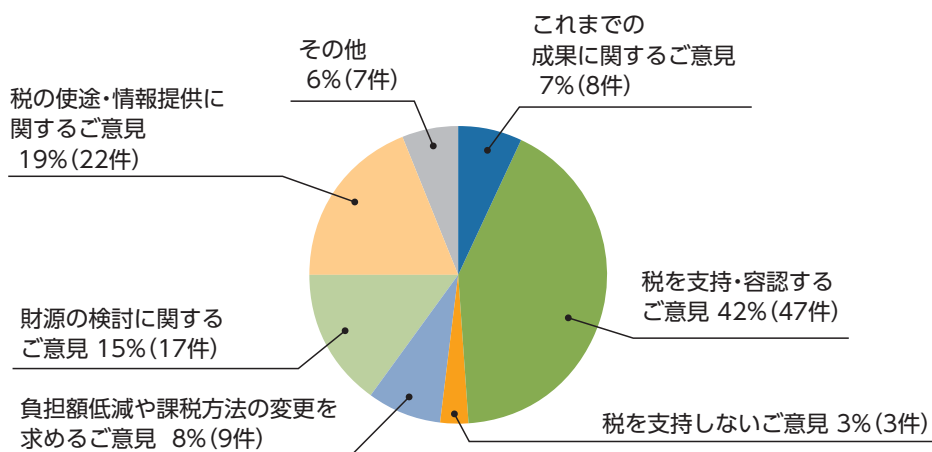


図. これまでの成果や緑の取組を進めるための財源について寄せられたご意見の内訳

(3) 寄せられたご意見の内訳

寄せられたご意見の内容を分類すると、次の一覧のようになります。

分類	集計	割合
1. 素案全体に関するご意見	127	21.6%
1. 取組を支持するご意見	52	8.8%
2. 理念や目標、計画の枠組みに関するご意見	14	2.4%
3. 取組の進め方、優先順位についてのご意見	17	2.9%
4. 取組の内容に関するご意見	44	7.5%
1. 人材の育成・教育に関するご意見	7	1.2%
2. 市民や企業との協働・市民の参加についてのご意見	15	2.5%
3. 水環境についてのご意見	2	0.3%
4. その他のご意見（取組の提案など）	20	3.4%
2. 取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	79	13.4%
1. 柱 1 に関するご意見	10	1.7%
2. 樹林地・緑地の保全に関するご意見	24	4.1%
1. 開発規制に関するご意見	6	1.0%
2. 保全制度に関するご意見	10	1.7%
3. その他のご意見	8	1.4%
3. 維持管理・森の育成に関するご意見	28	4.8%
1. 生物多様性保全に関するご意見	9	1.5%
2. 維持管理の支援に関するご意見	4	0.7%
3. その他のご意見	15	2.5%
4. 人材の育成に関するご意見	9	1.5%
5. 市民が森に関わるきっかけづくりに関するご意見	8	1.4%

分類	集計	割合
3. 取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる	94	16.0%
1. 柱 2 に関するご意見	11	1.9%
2. 良好な農景観の保全に関するご意見	12	2.0%
1. 水田の保全に関するご意見	5	0.8%
2. その他のご意見	7	1.2%
3. 農とふれあう場づくりに関するご意見	26	4.4%
1. 市民農園・農体験に関するご意見	16	2.7%
2. その他のご意見	10	1.7%
4. 身近に感じる地産地消の推進に関するご意見	11	1.9%
5. その他のご意見	34	5.8%
1. 担い手の育成・支援に関するご意見	31	5.3%
2. その他のご意見	3	0.5%
4. 取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる	129	21.9%
1. 柱 3 に関するご意見	23	3.9%
1. 生物多様性に関するご意見	5	0.8%
2. その他のご意見	18	3.1%
2. 民有地での緑の創出に関するご意見	13	2.2%
3. 公共施設・公有地での緑の創出に関するご意見	44	7.5%
1. 公園に関するご意見	12	2.0%
2. 街路樹に関するご意見	14	2.4%
3. その他のご意見	18	3.1%
4. 市民協働による緑のまちづくりに関するご意見	15	2.5%
5. 子供を育む空間での緑の創出に関するご意見	11	1.9%
6. 緑や花による魅力・賑わいの創出に関するご意見	23	3.9%
5. 広報や PR に関するご意見	29	4.9%
1. 市民が参加するための広報について	4	0.7%
2. 実績・成果の報告について	10	1.7%
3. 取組の広報について	8	1.4%
4. その他のご意見	7	1.2%
6. これまでの成果に関するご意見	8	1.4%
7. 税、財源に関するご意見	105	17.8%
1. 税を支持・容認するご意見	47	8.0%
2. 税を支持しないご意見	3	0.5%
3. 負担額低減や課税方法の変更を求めめるご意見	9	1.5%
4. 財源の検討に関するご意見	17	2.9%
5. 税の使途・情報提供に関するご意見	22	3.7%
6. その他のご意見	7	1.2%
8. その他	18	3.1%
総計	589	100.0%

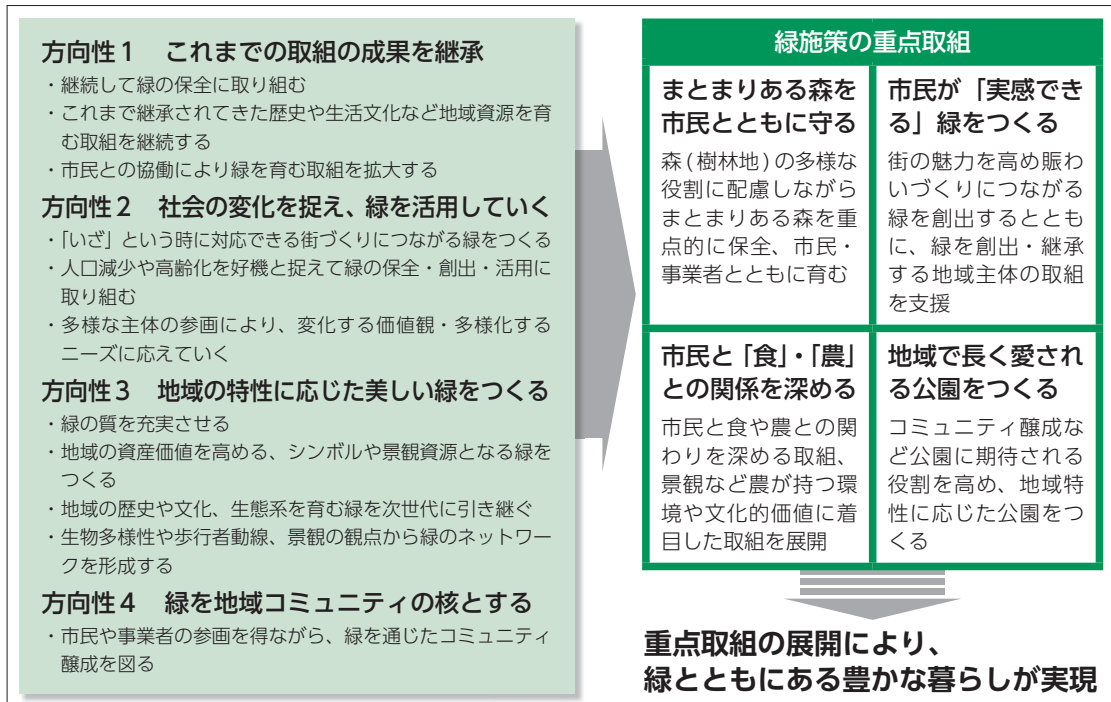
4 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）

平成 26 年度以降に重点的に取り組むべき緑施策について、専門的かつ幅広い見地から検討をしていただくため、平成 24 年 5 月に横浜市長から横浜市環境創造審議会に「緑施策の重点取組について」諮問し、審議会からは同年 12 月に答申をいただきました。

(1) 答申の概要

緑施策の重点取組について

平成 24 年 12 月



(2) 検討の経過

平成 24 年 5 月	第 16 回横浜市環境創造審議会開催 諮問、緑施策部会への付託
平成 24 年 6 月	第 1 回緑施策部会開催 緑の現状と緑施策の取組状況について検討
平成 24 年 7 月	第 2 回緑施策部会開催 重点取組の方向性について検討
平成 24 年 9 月	第 3 回緑施策部会開催 部会報告案の検討
平成 24 年 11 月	第 17 回横浜市環境創造審議会開催 緑施策部会から審議会に報告
平成 24 年 12 月	横浜市環境創造審議会から答申

(3) 横浜市環境創造審議会「緑施策部会」委員（敬称略）

委員名	役 職 等	
進士 五十八	東京農業大学 名誉教授	環境創造審議会会長
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所 副会頭	環境創造審議会委員
高梨 雅明	(社) 日本公園緑地協会 研究顧問	環境創造審議会委員、部会長
池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究所 教授	専門委員（ランドスケープ）
薦谷 栄一	(株) 農林中金総合研究所 特別理事	専門委員（都市農業）

5 横浜みどりアップ計画市民推進会議の運営

平成 21 年度から 25 年度までの計画である横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進のため、施策・事業の評価及び意見、提案等と、市民の方への情報提供を主な役割とする市民参加の組織として「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が設置・運営されています。

(1) 委員構成

会議は、学識経験者（5 名）、関係団体（5 名）、町内会・自治会代表（1 名）、公募市民（4 名）計 15 名により構成されています。

	委員名	役職等
座長	進 士 五十八	東京農業大学 名誉教授
副座長	薦 谷 栄 一	(株) 農林中金総合研究所 特別理事
	飯 島 章	横浜農業協同組合 常務理事
	池 邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
	伊 藤 博 隆	公募市民
	内 田 洋 幸	元横浜農業経営士会 会長
	川 井 啓 介	市民の森愛護会連絡会 会長
	佐々木 明 男	横浜市町内会連合会 副会長
	清 水 靖 枝	長屋門公園管理運営委員会 事務局長
	田 中 佳世子	公募市民
	中 塚 隆 雄	公募市民
	望 月 正 光	関東学院大学 経済学部 教授
	粕 山 民 雄	元よこはま緑の推進団体連絡協議会 会長
	吉 田 洋 子	公募市民
	若 林 史 郎	横浜商工会議所 経済政策部長

(平成 25 年 8 月 1 日時点、敬称略)

(2) 活動状況

平成 21 年 5 月から平成 25 年 8 月までに、以下の活動を行いました。

- ・ 会議の開催：15 回
- ・ 現地調査の実施：10 回
- ・ みどりのオープンフォーラムの開催：3 回
- ・ 広報誌「濱 RYOKU」の発行：16 回
- ・ 活動の報告書：平成 21 ~ 24 年度の各年度に発行



広報誌「濱 RYOKU」

(3) 市民推進会議からの評価・提案

平成 24 年度の報告書では、横浜みどりアップ計画の 4 年間の進捗状況や実績について、市民推進会議から評価・提案をいただきました。

「平成 24 年度 横浜みどりアップ計画の評価・提案」（平成 24 年度報告書）の概要

市民推進会議の 24 年度の報告書では、みどりアップ計画の「樹林地を守る」、「農地を守る」、「緑をつくる」の施策と、みどりアップ計画を市民の皆さんに周知するための「広報・PR」について、21～24 年度の 4 年間の計画の進捗状況や実績をもとに、これまでの意見や提案への対応状況、現地調査やフォーラムで市民や活動団体などからいただいた意見等を踏まえて、評価・提案を行いました。

施策の柱ごとの評価の概要

樹林地を守る

みどりアップ計画の取組の根幹である樹林地の指定は、1,119ha という非常に高い目標を掲げ、土地所有者への働きかけを精力的におこなってきました。計画策定前と比較して 5 倍以上のスピードで指定が進んでおり、目標値は達成していないものの、樹林地の減少に歯止めをかけるという目的に対して着実に成果が表れていることを高く評価します。

また、樹林地の買取りは、計画策定前と比較して 2.5 倍以上のスピードで進んでいることについても評価します。

指定の推進に合わせて、相続などの不測の事態における買取り希望に着実に対応できていることで、土地所有者の安心感や市への信頼が増し、更なる指定の拡大につながったことは、みどり税導入による最大の効果の一つと言えます。

今後は、指定の働きかけを粘り強く続け、指定した樹林地の維持管理への支援や、買い取った樹林地の良好な維持管理とともに、みどりアップ計画及びみどり税により樹林地が守られていることについて、市民が実感できる取組をより一層進めていく必要があります。

農地を守る

農とのふれあいを求める市民の声が高まっている中、収穫体験農園の開設は、市民に横浜の農を知ってもらい、身近に地産地消を感じるきっかけとなる場の拡充につながり、この取組がおおむね順調に進んでいることは評価します。今後は、開設を支援した農園を巡る収穫体験ツアーの開催など、これまでの成果を更に活用して、みどり税の効果をしっかりと市民に伝える取組を進めていくことが必要です。

一方で、市が農地を買取り、市民が農作業を楽しむ農園付公園として開設する取組は、都市の中で農地を保全していく上で効果的な取組の一つですが、用地の取得及び公園の整備は目標を下回っており、少しでも目標に近づける様に取組を進める必要があります。

水田保全の取組は、当初の目標とする水田の面積の2倍以上となる実績をあげ、多様な機能を持つ水田のある農景観が保全されていることは高く評価します。この取組が今後もしっかりと継続され、更に拡大・拡充して取り組まれることを期待します。

緑をつくる

地域緑のまちづくり事業では、地域と市が協力して、市民の身近なところでの緑化が着実に進んでいます。また、新たな取組として緑の少なかった都心区の緑化に必要な土地を、みどり税を活用して買取り、緑化の取組を積極的に進めたことは高く評価します。一方、緑化に取り組んでいく地区を増やしていくためには、これまでの成果や実績をより一層 PR していくことが必要です。

民有地緑化や公共施設の緑化により、保育園・幼稚園の園庭や小中学校の校庭の芝生化を進めたことによって、子どもたちが小さな頃から日常生活の中で緑にふれる場を拡大できていることは評価します。加えて、芝生を良好に維持していくための支援やフォローの取組を、拡充しながら継続していくことが必要です。

今後は、これまでの取組をしっかりと継続するとともに、市民が緑を実感できる取組として街のシンボルとなる緑の創出や、多くの市民が集まる場所・緑の少ない地域に重点を置いた取組を進めていくことが必要です。

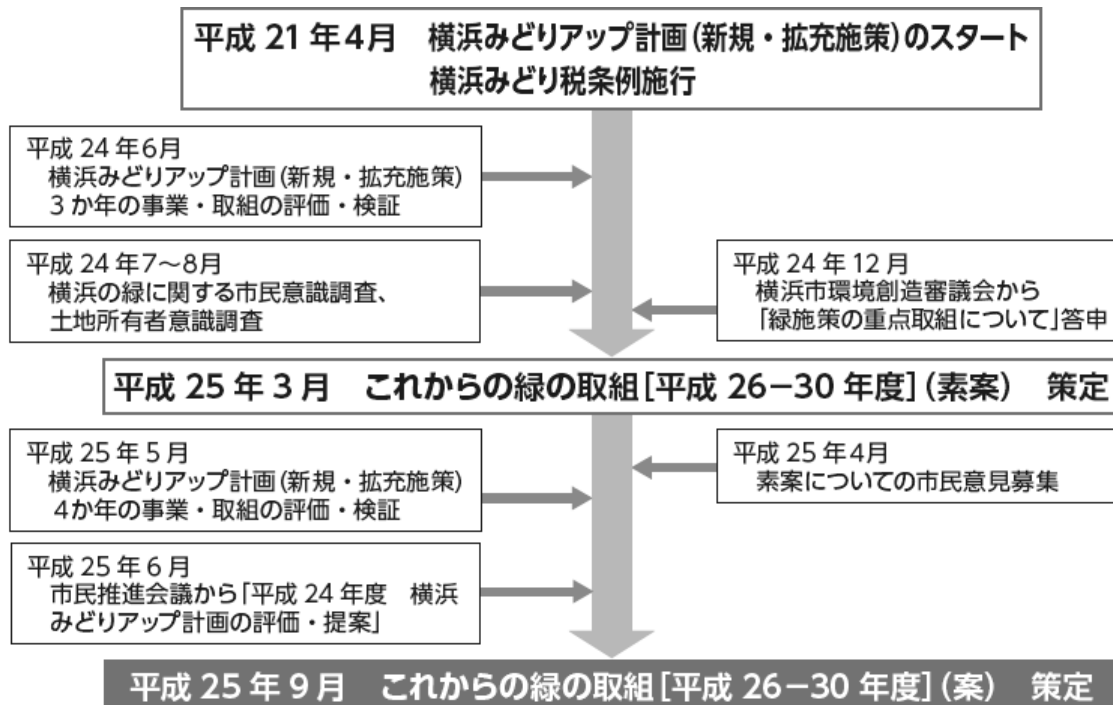
これからの緑の取組

[平成26-30年度] (案)

編集・発行：横浜市 環境創造局 政策調整部 政策課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045-671-4214 FAX：045-641-3490

これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] (案) の概要

1 策定の経緯【(案)2 ページ】



2 特徴

< () 内は横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策) (平成 21 年度~平成 25 年度) の事業数・目標数値 >

- (1) 取組の柱として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の3つを設定。【(案)7 ページ】
- (2) 市民に分かりやすく、効果の高い施策とするため、終了する事業の廃止、新たな施策体系にあわせた事業の統合・拡充などにより、事業数は14に整理 (42事業) 【(案)8 ページ】
- (3) 計画の根幹である緑地保全制度による樹林地の指定は、現計画での指定実績や樹林地の減少傾向に歯止めがかかってきている状況を勘案し、500haの指定を目標として設定 (1, 119ha) 【(案)10 ページ】
- (4) 農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を拡充して緑施策として位置づけ、農業経営を支援する取組は、農業振興策として引き続き実施 【(案)17 ページ】
- (5) 「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」など、市民が実感できる緑をつくる取組を強化 【(案)33 ページ】

(6) 都市公園での新たな取組も施策に位置づけ

＜施策に位置づけた都市公園での取組の例＞

- ・都市公園内のまとまりのある樹林において、樹林地の維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用した維持管理を実施【(案)12ページ】
- ・都心部など多くの市民の目に触れる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備【(案)30ページ】
- ・山下公園などの都心臨海部の公園で、緑花による魅力づくりを実施【(案)33ページ】

3 総事業費【(案)39ページ】

485億円

(横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(平成21年度～平成25年度)の当初事業費(平成21年4月):597億円)

＜事業費の内訳＞

		(億円)
取組		事業費(うち一般財源)
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む		366(87)
事業1	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	325
事業2	生物多様性・安全性に配慮した森づくり	37
事業3	森を育む人材の育成	0.7
事業4	市民が森に関わるきっかけづくり	3
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる		40(26)
事業1	良好な農景観の保全	11
事業2	農とふれあう場づくり	26
事業3	身近に感じる地産地消の推進	3
事業4	市民や企業と連携した地産地消の推進	0.6
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる		78(65)
事業1	民有地での緑の創出	3
事業2	公共施設・公有地での緑の創出	45
事業3	市民協働による緑のまちづくり	9
事業4	子どもを育む空間での緑の創出	5
事業5	緑や花による魅力・賑わいの創出	16
広報の展開		0.8(0.8)
合計		485(178)

※端数調整により、合計値が整合しない場合があります